

# 令和元年度第2回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会

日時：令和元年12月13日（金）

午後2時～午後4時

場所：堺市役所本館地下1階多目的室

## 議 事 次 第

1 開会

2 議事

（1）史跡土佐十一烈士墓保存活用計画について

3 報告

（1）令和元年度百舌鳥古墳群整備事業について

4 閉会

## 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会委員名簿

氏名	性別	所属団体等	主な専門分野等	区分	任期
いちのせ 一瀬 かずお 和夫	男	京都橘大学 文学部 教授	考古学	新任 (1期目)	平成30年 4月1日 ～ 令和2年 3月31日
いはら 井原 ゆかり 縁	女	奈良県立大学 地域創造学部 教授	環境デザイン学、 造園学	新任 (1期目)	
きたぐち 北口 てるみ 照美	女	奈良佐保短期大学 客員教授	住環境学、 造園学	新任 (1期目)	
まえかわ 前川 あゆみ 歩	男	奈良文化財研究所 都城発掘調査部 遺構研究室 研究員	史跡整備、 建築学	新任 (1期目)	
わだ 和田 せいご 晴吾	男	兵庫県立考古博物館館長	考古学	新任 (1期目)	

# 史跡整備スケジュール(予定)

資料 2

H30年度				H31・R1年度				R2年度											
8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
史跡土佐十一烈士墓保存活用計画			策定			史跡百舌鳥古墳群保存活用計画(改定)													
御廟表塚古墳 調査			御廟表塚古墳 報告書作成・測量			御廟表塚古墳 設計													
9/18	第 1 回委員会	(土)現地視察・今後の予定	12/25	第 2 回委員会	(土)第 1・2 章	9/26	第 1 回委員会	(土)第 1～4 章	12/13	第 2 回委員会	(土)第 5～9 章	第 3 回委員会	(土)まとめ						
委員改選																			

## 史跡土佐十一烈士墓保存活用計画（案）

## 目 次

## 第1章 計画策定の沿革と目的

第1節	計画策定の沿革	1
第2節	計画の目的	3
第3節	計画の対象範囲	3
第4節	委員会の設置	4
第5節	計画策定の経過	4
第6節	他計画との関係	5
	（1）関係法令	5
	（2）関連計画	6
第7節	計画の実施	6

## 第2章 史跡の概要

第1節	指定に至る経緯	7
第2節	指定の状況	8
	（1）指定告示	8
	（2）指定説明文とその範囲	8
	（3）指定に至る調査成果	15
	A. 自然的調査の成果	
	B. 歴史的調査の成果	
	（4）指定地の状況	27
	A 指定地の現況	
	B 指定地の土地所有および公有化の経緯	
	C 保存の経緯	

## 第3章 史跡の本質的価値

第1節	史跡の本質的価値	29
第2節	新たな価値評価の視点	29
第3節	構成要素の特定	30
	A 史跡指定範囲内	
	B 史跡指定範囲外	

## 第4章 現状と課題

第1節 保存管理	54
第2節 活用	56
第3節 整備	57
第4節 運営体制	58

## 第5章 大綱・基本方針

## 第6章 保存管理

第1節 方向性	60
第2節 方法	60

## 第7章 活用

第1節 方向性	64
第2節 方法	64

## 第8章 整備

第1節 方向性	65
第2節 方法	65

## 第9章 運営体制

第1節 方向性	67
第2節 方法	67

## 第10章 施策の実施計画の策定・実施

## 第11章 経過観察

第1節 方向性	
第2節 方法	

## 参考文献

# 第 1 章 計画策定の沿革と目的

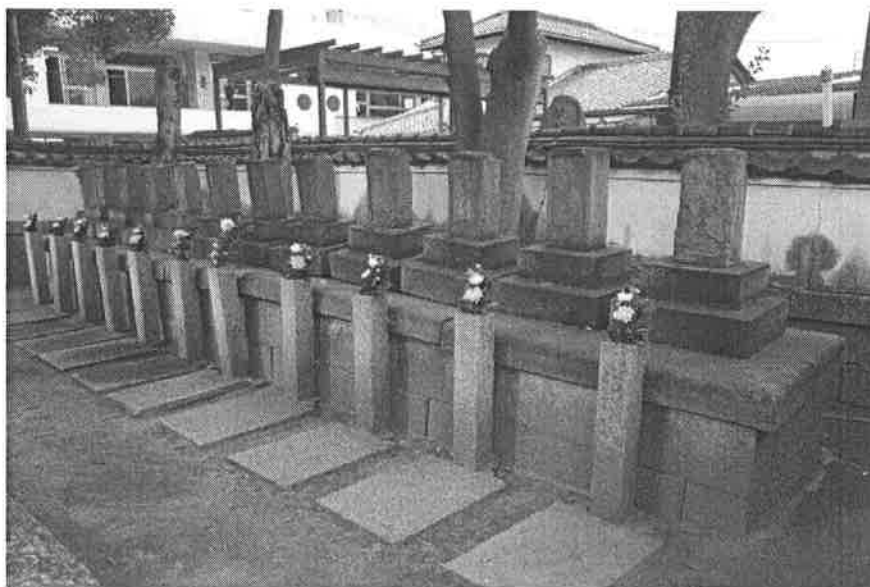
## 第 1 節 計画策定の沿革

土佐十一烈士墓は堺市堺区宿屋町東 3 丁に所在する宝珠院境内にある。慶応 4 年 (1868) に起こった堺事件により切腹した土佐藩士の墓である。堺事件とは、慶応 4 年 2 月、堺を警備していた土佐藩士が、堺港でフランス水兵の上陸を阻止しようと殺傷した事件である。フランス公使ロッシュは明治政府に対し強く抗議し、事件に関わった土佐藩士隊長箕浦猪之吉ら 11 名が妙國寺で切腹した。11 名の亡骸は妙國寺北隣の宝珠院境内に葬られた後、土佐藩主山内豊範によって墓碑が建立された。

明治時代以降、事件の犠牲者を追悼する人々によって墓所は整備され、顕彰碑が建てられた。墓所のみならず事件ゆかりの地を訪れる人も増え、事件後 50 周年など節目の年には記念事業が行われるなど、墓所は大切に守られてきた。昭和 13 年 (1938)、土佐十一烈士墓は攘夷から開国和親へと政府の外交方針が大きく転換する時期に生じた事件を伝える著名な墓所として国の史跡に指定された。

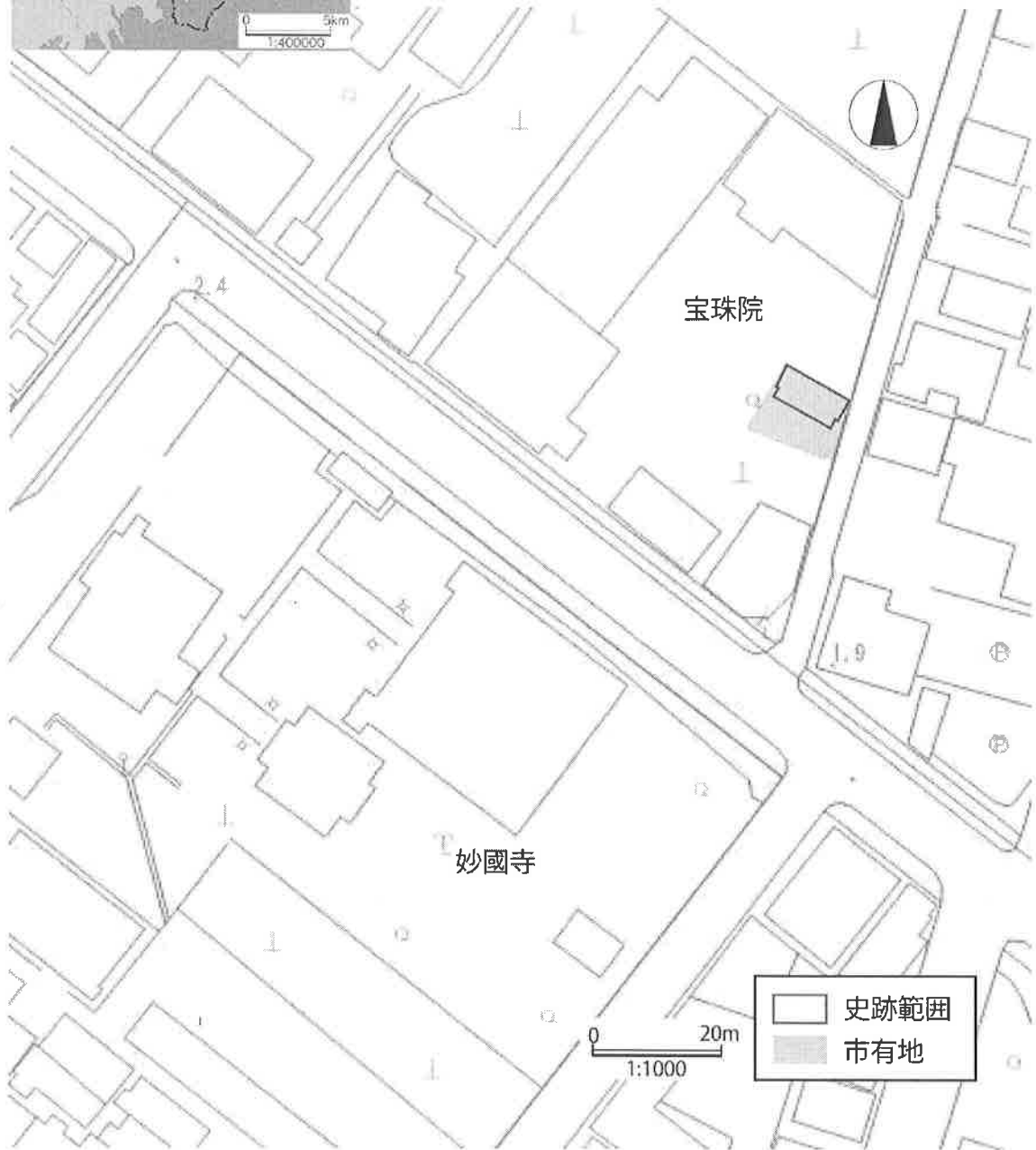
史跡指定から 80 年が経過した近年、土佐十一烈士墓は長い年月を経過し、和泉砂岩製の墓石の劣化や台石組の傾斜、指定地をとり巻く環境の変化など史跡の保存上、様々な課題が浮上してきた。

堺市では土佐十一烈士墓を確実に保存し、次世代に伝えるため、適切な保存活用の基本方針を示す「国史跡土佐十一烈士墓保存活用計画」を策定することとした。



史跡 土佐十一烈士墓

地図を追加修正



位置図

## 第2節 計画の目的

本計画は土佐十一烈士墓を確実に保存し、次世代に伝えるため、適切な保存活用の基本方針の策定を目的とする。

本計画では、史跡を構成する諸要素と本質的価値を明らかにし、それらを適切に保存管理するための方針について定める。また墓所としての性格を踏まえた公開を実施する上で必要となる整備の方針についても定める。

## 第3節 計画の対象範囲

史跡指定地は玉垣と土塚に囲まれた範囲のみであるが、亡くなった土佐藩士を顕彰する石碑やフランス水兵の慰霊碑等、関連地は指定地外に点在する。本計画は史跡指定地を対象とするが、活用に関しては史跡に対する理解を深めるため、指定地外の顕彰碑等も対象とする。



#### 第4節 委員会の設置

百舌鳥古墳群に限らず、土佐十一烈士墓など本市の区域内に所在する史跡の保存、管理、整備、活用等について調査審議するため、平成30年3月30日付で「堺市附属機関の設置等に関する条例」(条例第10号)を一部改正し、平成30年4月1日付で「堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会」を設置した。

また、堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の規則は、平成30年3月30日付で「堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会規則」(教育委員会規則第11号)を定め、平成30年4月1日に施行後、堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会を設置した。

#### 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会

○委員(平成30年4月1日～令和2年3月31日)

委員長	和田晴吾	兵庫県立考古博物館館長(考古学)
副委員長	一瀬和夫	京都橘大学教授(考古学)
委員	井原 縁	奈良県立大学准教授(環境デザイン学、造園学)
委員	北口照美	奈良佐保短期大学客員教授(住環境学、造園学)
委員	前川 歩	奈良文化財研究所研究員(史跡整備、建築学)

○助言者

山中浩之 堺市文化財保護審議会会長・大阪府立大学名誉教授(近世史)  
文化庁文化財第二課  
大阪府教育庁文化財保護課

○事務局

堺市文化観光局文化部文化財課

#### 第5節 計画策定の経過

- 平成30年9月18日 平成30年度第1回堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会  
委員長・副委員長選出、現地視察
- 平成30年12月25日 平成30年度第2回堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会  
保存活用計画案の検討(第1章から第3章)
- 平成31年2月2日 平成30年度第3回堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会  
保存活用計画案の検討(第1章から第3章)
- 令和元年9月26日 令和元年度第1回堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会  
保存活用計画案の検討(第1章から第4章)
- 令和元年12月13日 令和元年度第2回堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会  
保存活用計画案の検討(第5章から第9章)

## 第6節 他計画との関係

### (1) 関係法令

土佐十一烈士墓は国史跡であると同時に、埋蔵文化財包蔵地である堺環濠都市遺跡内に位置している。その他、関係法令は以下のとおりである。

法令	区分等
文化財保護法	国史跡 埋蔵文化財包蔵地（土佐十一烈士墓・堺環濠都市遺跡）
都市計画法	区域区分：市街化区域 用途地域：第二種中高層住居専用地域 建蔽率：60% 容積率：200% 高度地区：第二種 防火・準防火地域：準防火地域
堺市景観条例	
堺市屋外広告物条例	許可区域：第1種許可区域

都市計画図

## (2) 関連計画

堺市マスタープラン『さかい未来・夢コンパス』	平成 23 年 3 月策定
第 5 章 堺・3つの挑戦 歴史文化のまち堺・魅力創造への挑戦！ 歴史と文化を活かしたまちづくりの推進 歴史文化資源を「誇り」に感じるまちを実現していくため、仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群の世界文化遺産への登録に向けた取組や、歴史文化資源の保存・活用に向けた取組を進めます。	
堺市都市計画マスタープラン	平成 24 年 12 月改定
第 1 章 2-3 都市づくりの姿勢 歴史・文化を活かし、持続可能な、自治都市を支える協働の都市づくり 輝かしい歴史・豊かな文化を活かし、世界に誇れるまちの活力や魅力を生み出す 世界文化遺産登録をめざしている百舌鳥古墳群をはじめとした歴史・文化資源の有する価値を市民一人ひとりが再認識し、それぞれの魅力や歴史がもっと身近に感じられる都市づくりを進めます。	
堺市景観計画	平成 27 年 9 月変更
第 4 章 景観形成の推進方策 4-2 重点的に景観形成を図る地域 堺環濠都市地域 歴史文化資源や歴史的まちなみと調和したにぎわいの創出による魅力と活力ある景観形成を進めるため、阪堺線の活性化や文化・観光振興、業務系施設の誘導などの取組みと連携しながら、町家やまちなみ保全に向けた施策の構築、地域や地区に応じた都市計画手法、景観協定などの景観法に基づく各種手法の活用など、市民・事業者と行政の協働のもと取り組んでいきます。	
堺市歴史的風致維持向上計画	平成 25 年 11 月策定
V. 重点区域の位置及び区域 (2) 環濠都市区域 現在の市街地には、茶の湯にみる歴史的風致の核となる重要文化財の南宗寺（仏殿・山門・唐門）をはじめ、山口家住宅、大安寺本堂があり、刃物・線香に代表される伝統産業や神輿渡御祭（おわたり）が受け継がれた様々な伝統を知り、触れることができる市街地であり、これらの建造物を包括し、さらに伝統を今に伝える環濠に囲まれた範囲を重点区域として設定する。	

## 第 7 節 計画の実施

本計画は令和 2 年（2020）3 月 31 日に完成し、令和 2 年 4 月 1 日より実施する。

## 第2章 史跡の概要

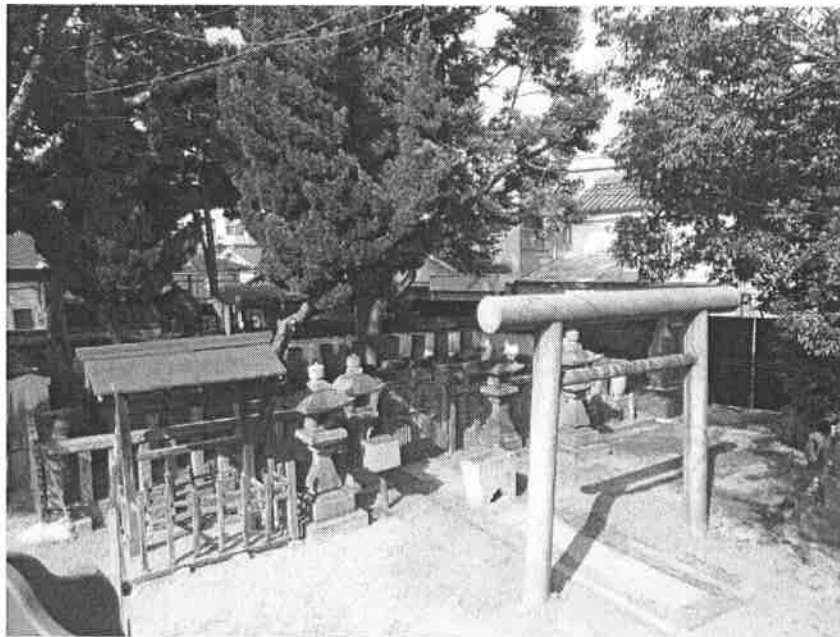
### 第1節 指定に至る経緯

土佐十一烈士墓は堺市堺区宿屋町東3丁に所在する宝珠院境内にある。慶応4年(1868)に起こった堺事件により切腹した土佐藩士の墓である。堺事件とは、慶応4年2月、堺を警備していた土佐藩士が、堺港でフランス水兵の上陸を阻止しようと殺傷した事件である。フランス公使ロッシュは明治政府に対し強く抗議し、事件に関わった土佐藩士隊長箕浦猪之吉ら11名が妙國寺で切腹した。11名の遺骸は妙國寺北隣の宝珠院境内に葬られた後、土佐藩主山内豊範によって墓碑が建立された。

明治時代以降、事件の犠牲者を追悼する人々によって墓所は整備され、周辺には顕彰碑や慰霊碑が建てられた。森鷗外の『堺事件』など文学作品や講談、演劇等を通じて、事件が広く知られるようになると、墓所のみならず事件ゆかりの地を多くの人が訪れた。事件後50周年や70周年など節目の年には記念事業が行われるなど、墓所は大切に守られてきた。

昭和13年(1938)2月、宝珠院から文部大臣宛てに史蹟指定願が提出された。8月8日、土佐十一烈士墓は開国期の外交事件を伝える著名な墓所として国の史跡に指定された。

第二次世界大戦時には、宝珠院も空襲を受け、墓所周圍の建物は全焼した。戦後、昭和24年(1949)には宝珠院境内に宝珠学園幼稚園が開園し、指定地の周囲は園庭となり、現在に至る。



史跡 土佐十一烈士墓

## 第2節 指定の状況

### (1) 指定告示

名 称 土佐十一烈士墓（とさじゅういちれっしのはか）  
所 在 地 大阪府堺市宿屋町東三丁 寶珠院境内  
(現：大阪府堺市堺区宿屋町東3丁53-2)  
指 定 面 積 一筆 内實測 十七坪三合四勺（約 57.22 m<sup>2</sup>）  
所 有 者 堺市  
指 定 年 月 日 昭和 13 年（1938）8 月 8 日 指 定  
告 示 番 号 文 部 省 告 示 第 二 九 二 号

\* ( ) : 加筆

### (2) 指定説明文とその範囲

#### ○説明

明治元年二月十五日フランス國軍艦堺港ニ來航シテ港内ヲ測量シ水兵禁ヲ犯シテ上陸狼藉ニ及ビシヲ以テ警備ノ土佐藩六番隊々長箕浦猪之助等之ヲ阻止セントシテ能ハズ已ムヲ得ズシテ發砲フランス國水兵ヲ殺傷セリ 政府即チ國際關係ノ惡化ヲ恐レテ其ノ犠牲トシ箕浦以下廿名ニ對シテ二月二十三日妙國寺本堂前ニ於テ切腹ヲ命ジタリ 橋詰愛平第十二番目ニ屠腹セントセル折臨檢ノフランス國使臣ノ乞ニ依リテ以下九人ノ自刃ヲ止メシメタリ即チ屠腹セル十一烈士ノ遺骸ハ寶珠院ニ埋葬セリ 土佐舊藩主山内容堂其ノ忠烈ヲ悼ミ命ジテ石碑ヲ建設セシメシガ更ニ明治六七年ノ頃住職墓石ヲ改メ建テ明治三十七年谷干城等墓域ヲ整理シ玉垣土塀ヲ建設シテ今日及ベリ而シテ橋詰愛平ハ歸郷ノ後快々トシテ樂シマズ明治二十二年秋病ニ死セルヲ以テ有志十一烈士ノ墓ノ傍ニ小碑ヲ建テテ其ノ靈ヲ慰メタリ

#### ○指定ノ事由

保存要目 中史蹟ノ部第三二依ル

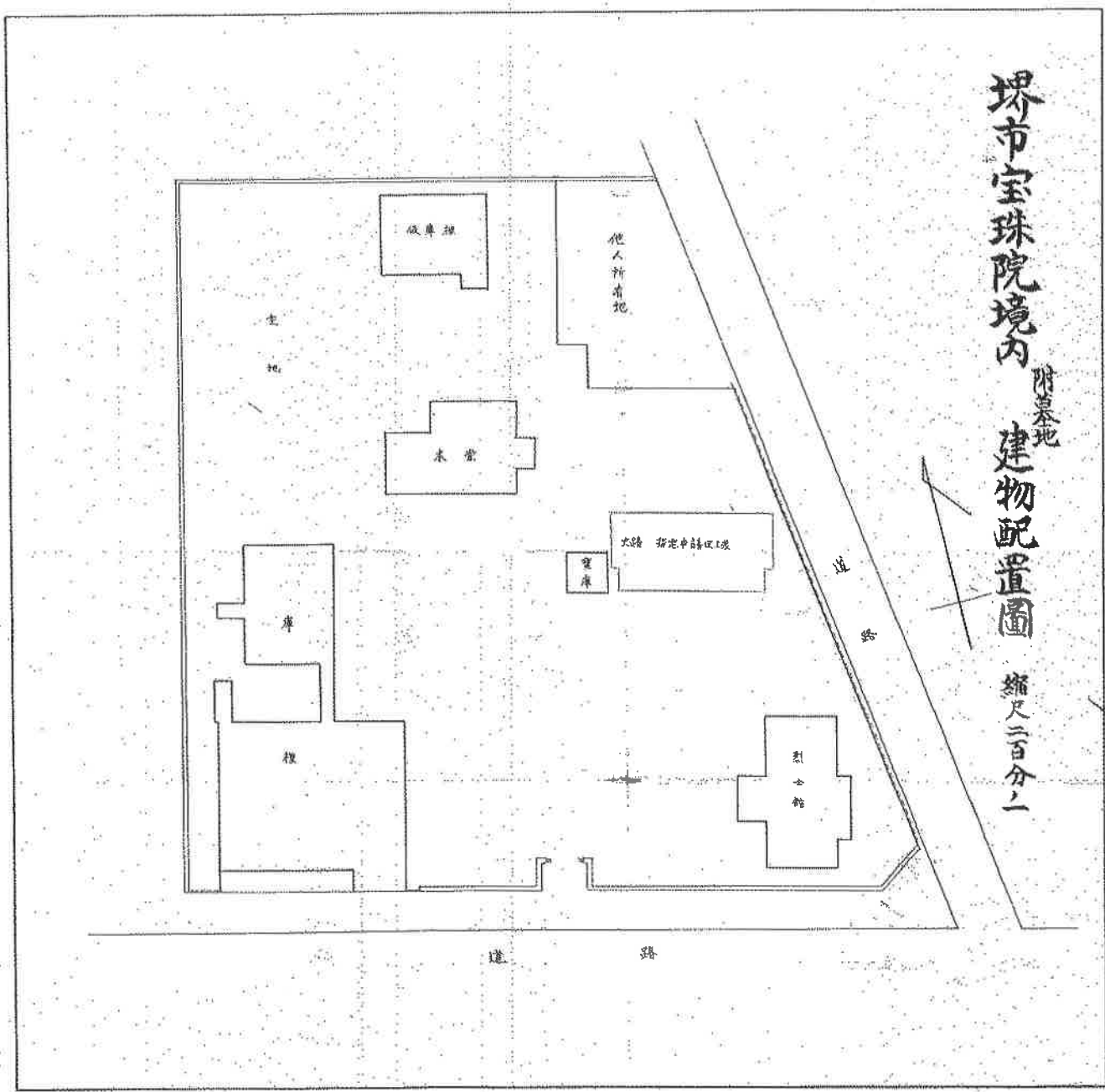
#### ○保存ノ要件

一、墓石ノ毀損及破壊ヲ為サザルコト

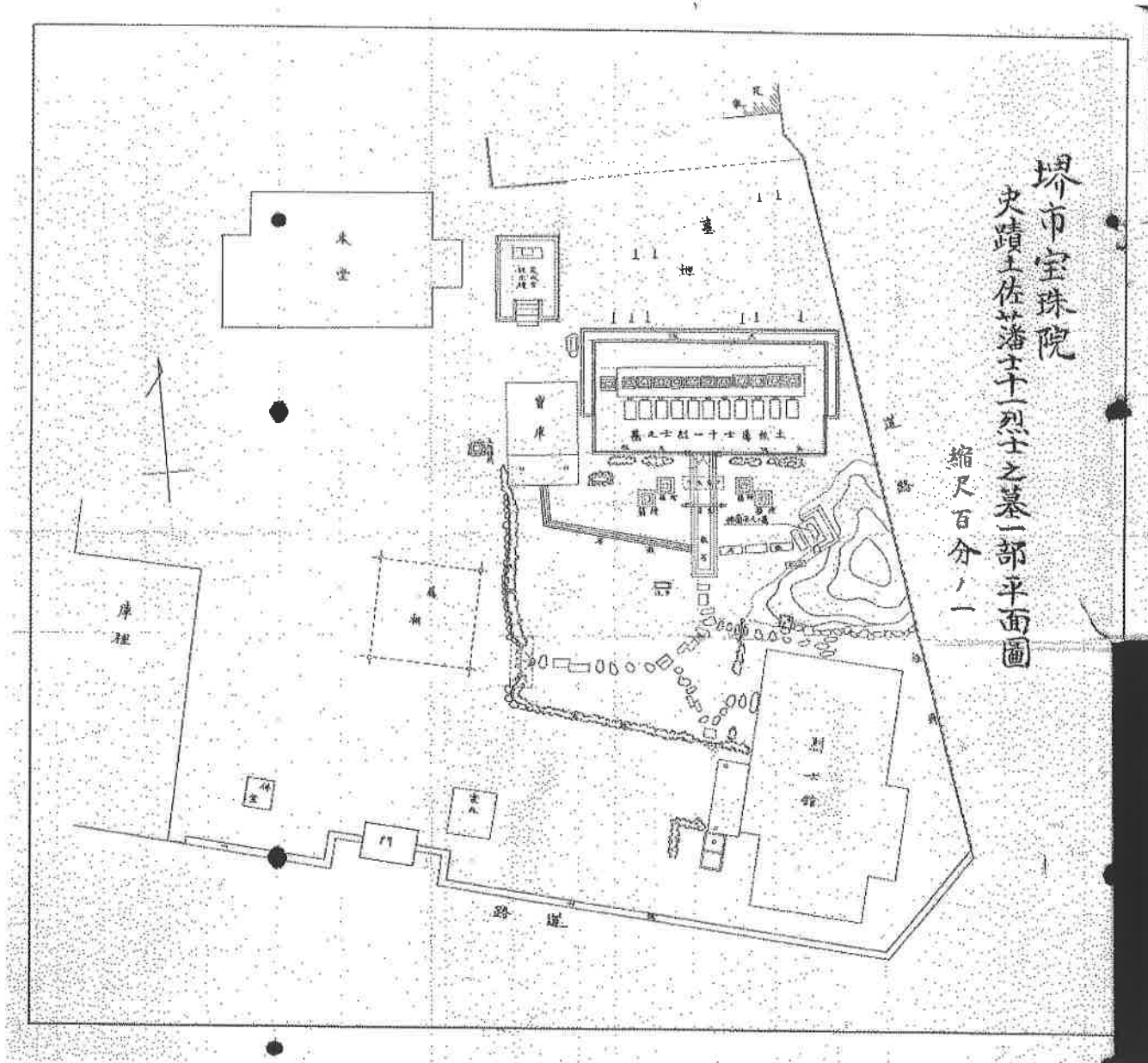


昭和 13 年史蹟指定願 添付写真

堺市宝珠院境内 <sup>附墓地</sup> 建物配置圖 縮尺二百分之一

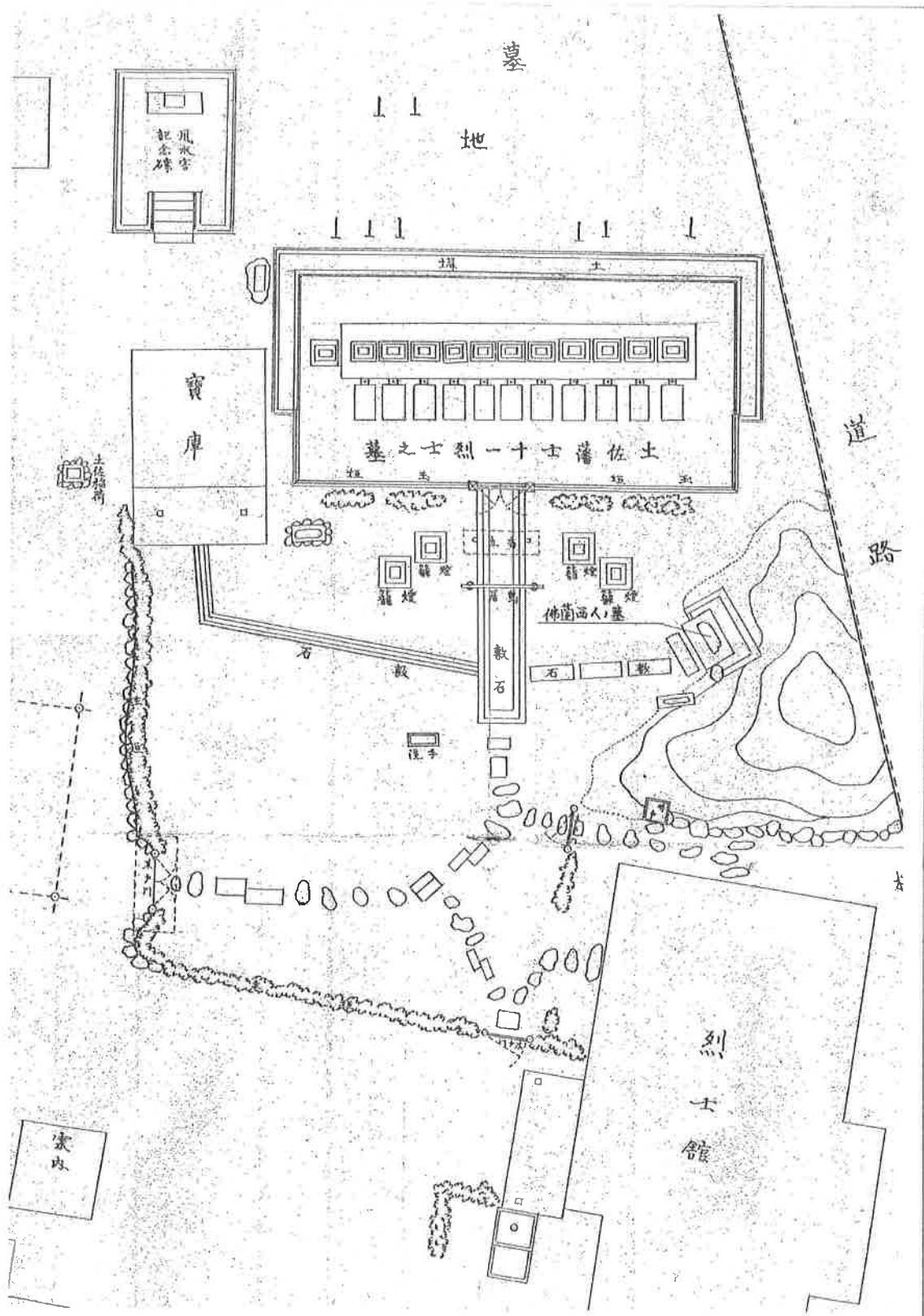


昭和 13 年史蹟指定願 添付図面 1



堺市宝珠院  
 史蹟土佐藩十一烈士之墓一部平面圖  
 縮尺百分之一

昭和 13 年史蹟指定願 添付図面 2

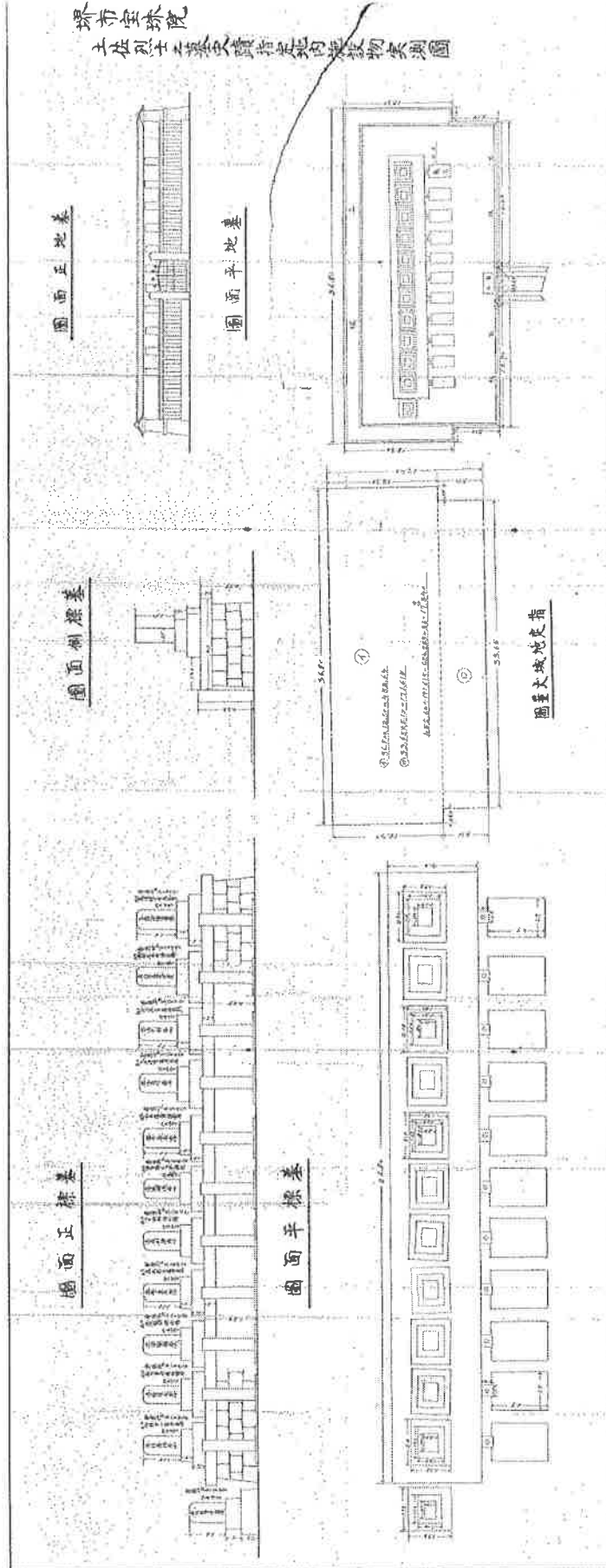


昭和 13 年史蹟指定願 添付図面 3 (拡大)



堺市宝珠院

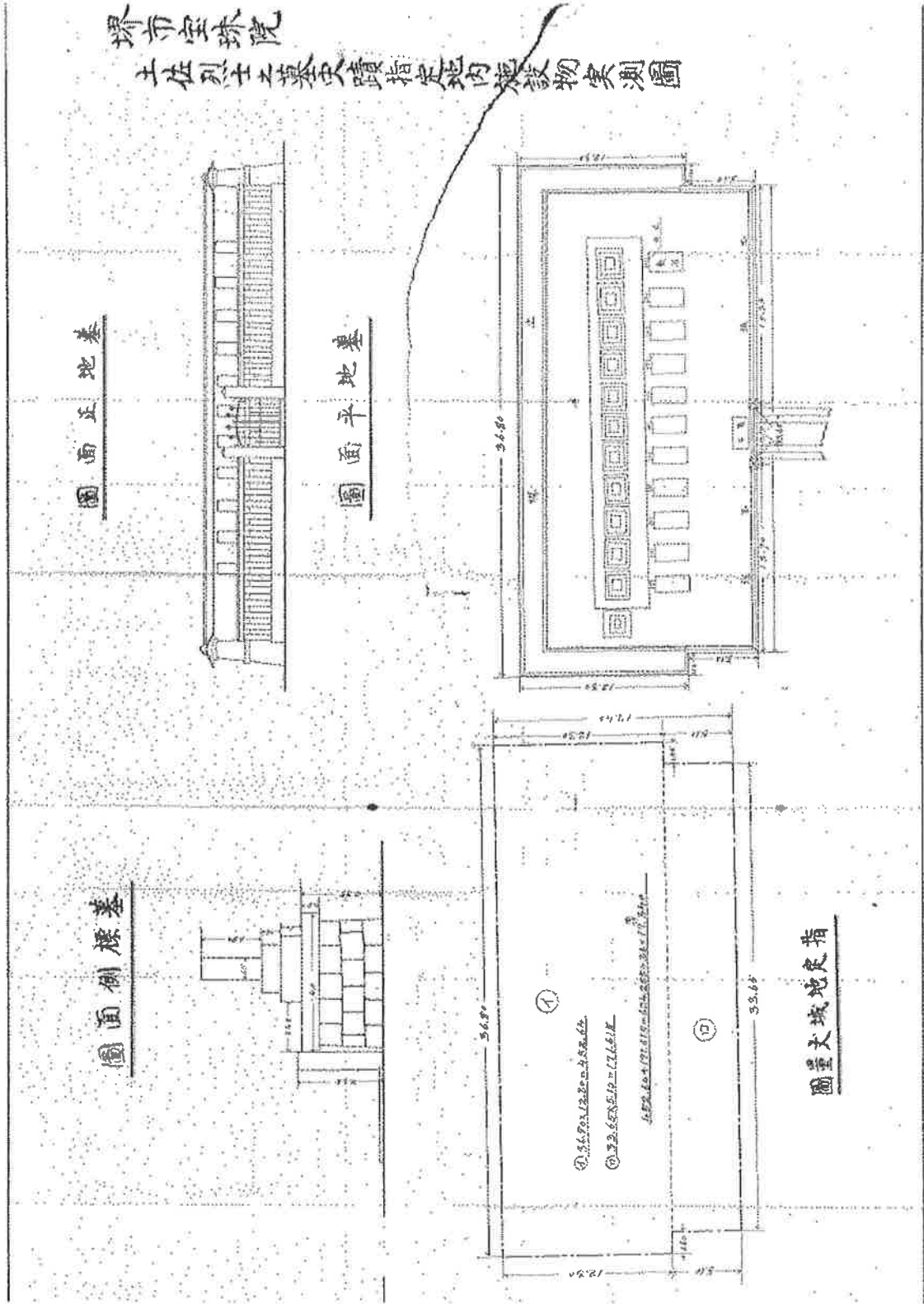
寺在烈士之墓史蹟指定内建築物実測圖



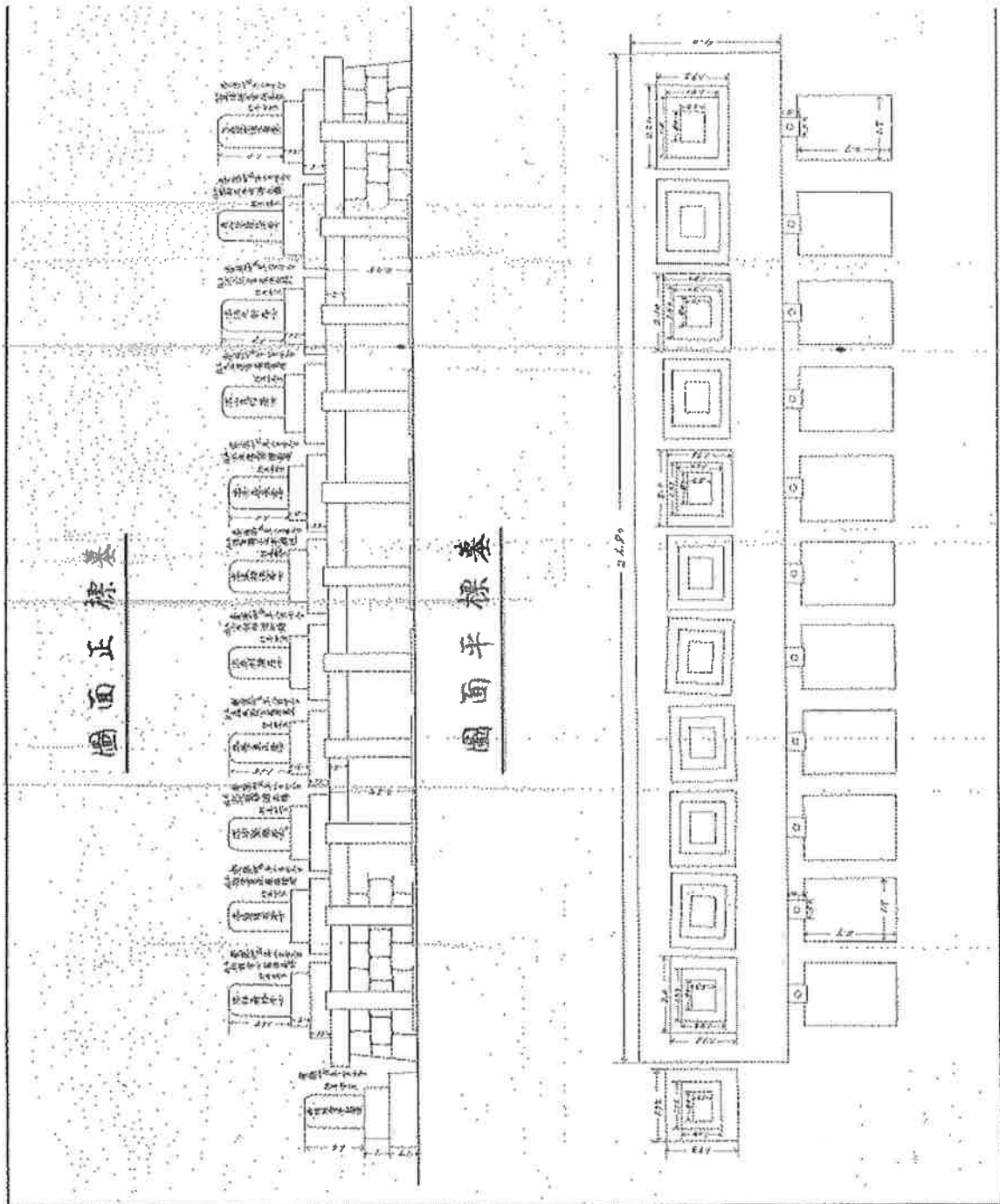
昭和13年史蹟指定願 添付図面 4

堺市宝珠院

土佐烈士之墓史蹟指定地内建築物実測圖



昭和13年史蹟指定願 添付図面5 (拡大)



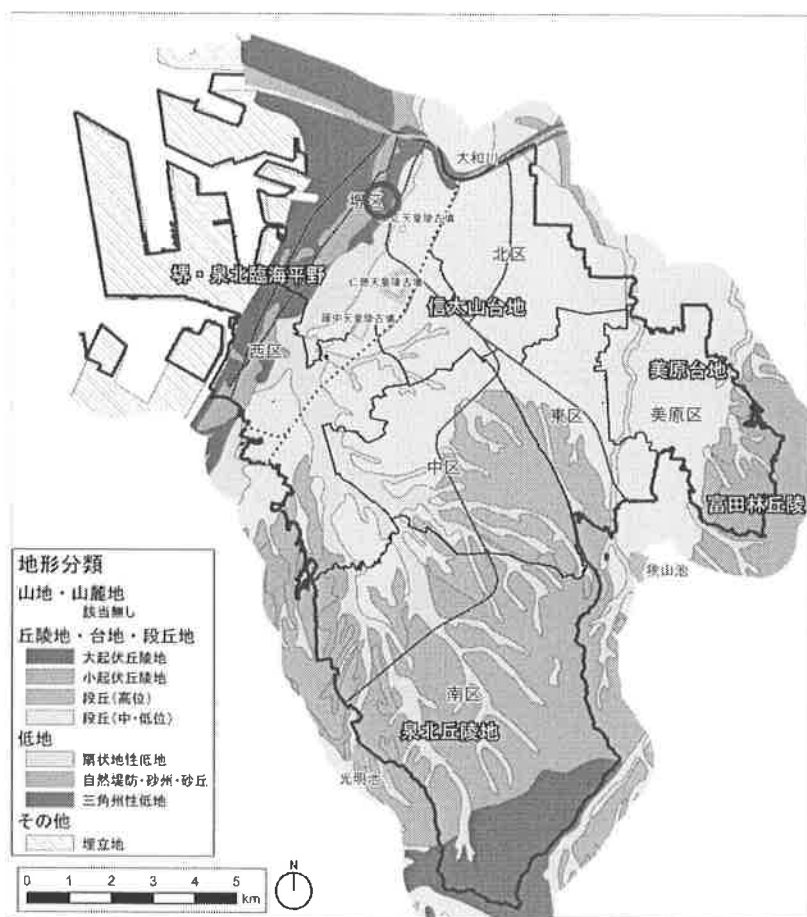
昭和13年史蹟指定願 添付図面6 (拡大)

### (3) 指定に至る調査成果

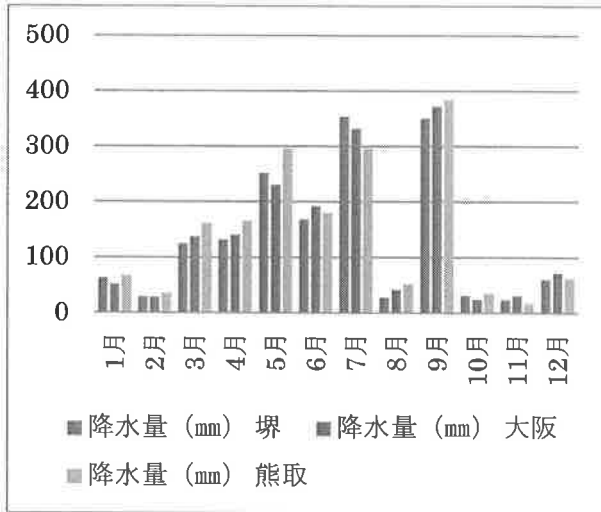
#### A 自然的調査の成果

大阪府の中央南西部に位置する本市は、西は大阪湾に面し、北は大和川に画され、東は富田林丘陵に、南は泉北丘陵に囲まれている。丘陵の前面には低・中位段丘が広がり、大阪湾に面して低地や砂堆が形成されている。土佐十一烈士墓は標高 2.5m の低地に立地する。

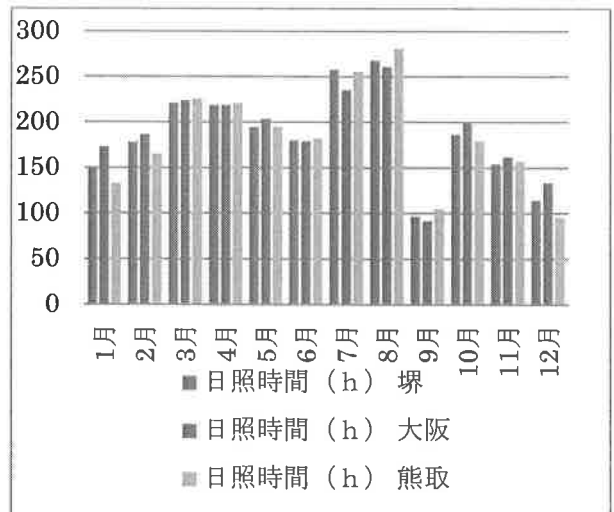
気候は瀬戸内式気候に属し、平均気温はおよそ 16~17℃ と温暖であり、降水量は年間 1,000~1,500 mm 程度で全国的にみても少ない。2018 年の気象庁観測データを見ると、降水量、日照時間、平均気温の月別推移は、大阪・堺・熊取の 3 地点で大差はない。しかし、一日における気温差は、一年間を通して大阪・熊取よりも堺は気温差が大きい。平均風速も一年を通して、大阪・熊取よりも堺は風が弱いことが看取できる。



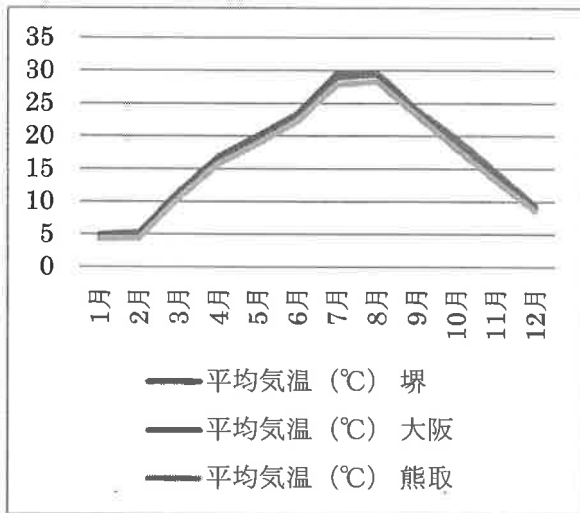
地形分類図



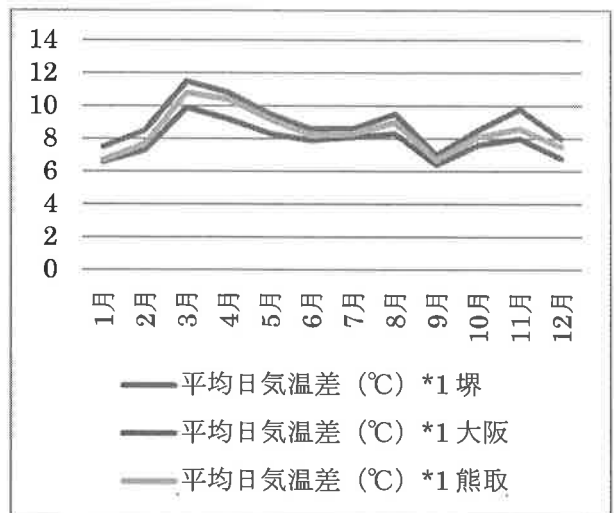
月別降水量 (2018年)



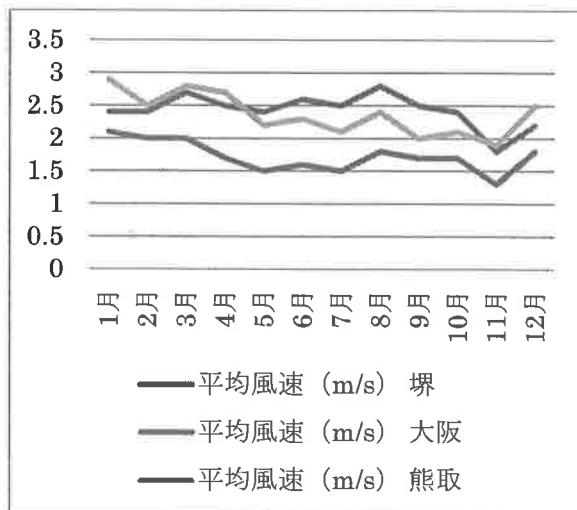
月別日照時間 (2018年)



月別平均気温 (2018年)



月別平均気温較差 (2018年)



月別平均風速 (2018年)

## B 歴史的調査の成果

### ア. 堺事件の背景 - 堺の治安

慶応3年（1867）8月、江戸幕府直轄地であった堺を統治した堺奉行所が廃止され、新たに大坂町奉行所の管轄となった。そのわずか二か月後の10月には大政奉還、12月には王政復古の発令が発表され、明治時代の幕開けとなった。

慶応4年（1868）1月3日、鳥羽・伏見の戦いが起こると、旧幕府軍の敗走兵が堺にも流れ込むなど治安が悪化した。さらに1月7日夜、堺のまちはおよそ二町四方を焼き尽くす大火に見舞われた。火元は商家の失火であったが、敗走兵等による放火と勘違いした人々の間に不安が広がり、治安の悪化を印象付けることとなった。

1月9日、堺の治安を回復させるため、薩摩藩が堺奉行所があった殿馬場役所や惣会所に入り、敗走兵の取締りなどにあたったものの、翌10日には大坂へ引き上げた。

薩摩藩の後、新政府から堺の警備を命じられたのが土佐藩である。1月10日、土佐藩は鳥羽・伏見の戦いに従軍していた箕浦猪之吉率いる六番隊と精鋭部隊の前哨隊を堺に派遣した。二隊は1月11日に堺に到着し、翌日から早速、市中の警備にあたったが、17日には前哨隊が大坂に引き上げられた。箕浦は大坂の軍監に兵力の補充を訴え、西村佐平次率いる八番隊が京から派遣された。

この頃、土佐藩は朝廷からも堺の統治を命じられ、大道筋櫛屋町元惣会所に土州役所を置き、二隊の監督と堺の統治にあたった。堺に派遣された二隊は、絲屋にあった与力同心の屋敷に入り警備の任に着いた。まちは平穏を取り戻し、町方だけでなく村方からも多額の献金が土州役所に納められた。

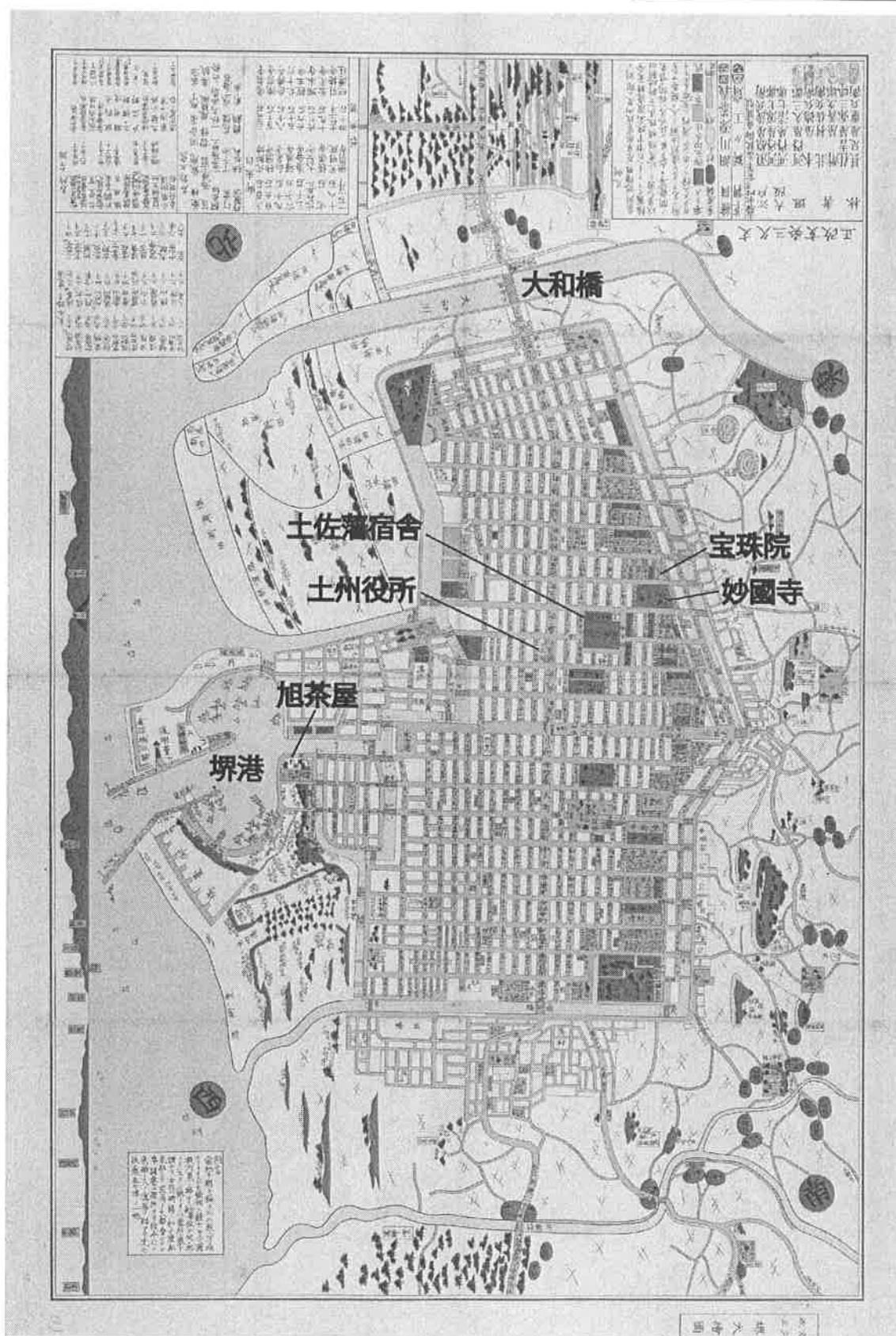
土佐藩の統治にかわり、1月22日に大坂鎮台が置かれ、さらに27日、堺は大坂裁判所の管轄下に置かれた。当時の裁判所は司法だけでなく行政も司っていたため、堺の統治は大坂裁判所が行った。土佐藩による統治は終わったが、警備は引き続き行われた。

### イ. 堺事件の背景 - 開国の影響

安政5年（1858）、「鎖国」体制に終わりを告げる安政の五カ国条約により、大坂開市、兵庫開港が決定された。諸外国は航路の安全を確保するため、海図の作成が急務となり、航路となる大阪湾や瀬戸内海の測量を行った。この測量作業には深淺測量だけでなく、開港地か否かに関わらず上陸を伴う海岸線の測量も含まれていた。

開国はされたが、外国人の行動範囲は強く規制され、開港地を中心とする範囲に限られていた。堺は開港地ではなかったが、慶応3年12月7日付の外国人の行動範囲に関する規則によると、堺は大坂と並んで外国人の立入が認められていた。

各地で外国人との接触が増えるなか、攘夷を決行する事件が頻発する。慶応4年1月11日、備前藩の隊列を横切ったイギリス水兵との間で銃撃戦となり、事件の責任をとって備前藩家臣が切腹する神戸事件が起こる。また、土佐藩士が官軍の証である錦旗を国許へ運ぶ道中、1月14日、事件の混乱が続く神戸でフランス兵に行く手を阻まれ、一時的に錦



「文久改正堺大絵図」文久3年（1863）

堺市立図書館所蔵・一部加筆

旗を奪われる事件も起こった。これらの事件は土佐藩をはじめ、諸藩の外国に対する警戒心を高める一方で、開国を進める新政府にとっては、早急な攘夷の機運の鎮静化を迫られた。

1月15日、新政府は神戸で開国和親の布告を出す。1月22日には外国人に対して失礼がないよう心掛ける旨を命じる通達を出し、矢継ぎ早に1月25日と27日にも同様の通知を出すなど対応に追われた。

#### ウ. 堺事件前夜

堺事件前日にあたる2月14日、明日15日にフランス人が堺に来るので、無礼がないようにと命じ、万が一無礼があれば処分する旨の触れが惣年寄から市中に出された。また、事件当日の15日、明日16日に堺港の測量に来るフランス人に対して、海路も陸路も通行を妨げてはならないという旨の触れが土州役所から出されている。

しかし、事件当日、通訳を伴い紀州街道を南下していたフランス人は、外国事務局から通知がないとして、大和橋まで出向いて警備していた土佐藩警備隊に追い返された。

#### エ. 堺事件勃発

2月15日午後4時頃、天保山に停泊していたフランス軍艦デュプレクス号は測量のため堺港【33】に来航した。乗組員は二隻の舟に分乗し、一隻は新湊に回航し、一隻は湊口にあった旭茶屋の前から上陸した【35】。知らせを受けた軍監府は、早速、箕浦隊と西村隊に取締りを命じた。現場に駆け付けた両隊長は、フランス水兵に退去を求めたが言葉が通じず、隊旗を奪われそうになったため、フランス水兵を拿捕しようとしたところ銃撃戦となり、11名を殺傷した。新湊へ向かっていた一隻はあわてて本艦へ帰艦した。その夜、当時、堺南台場を警備していた岸和田藩とともに土佐藩は台場【37】の守りを固め、フランス軍艦の反撃に備えたが、フランス艦は遺体捜索に来たのみで、さらなる衝突は生じなかった。

フランス側の資料では、上陸しても堺の人々は菓子や果物をくれ、フランス水兵も子供たちにパンを与えるなど互いに友好的な態度で接していたが、武器を持たない丸腰のフランス水兵に対し、土佐藩兵が突然銃撃してきたと記される。

#### オ. 堺事件直後の対応

フランス側に11名もの死傷者が出たことから、フランス公使ロッシュは新政府に対し、国際法のみならず先の条約（日仏修好通商条約）にも違反すると激しく抗議し、翌16日に遺体の引き渡しを迫った。事件は当事国のフランスのみならず、他国の公使達にも動揺を与えたため、重大な外交問題に発展することを懸念した新政府は事件の解決を急いだ。

事件当日、土佐藩は大坂裁判所から堺の警備を罷免され、隊員は大坂土佐藩邸への引き上げを命じられた。土佐藩は事件に関わった藩士から聞き取りを行い、当日の夜には外国事務総督伊達宗城（宇和島藩主）へ報告した。

【】：構成要素番号(第3章)



報告を受けた伊達は外国事務総督東久世通禧と外国事務局判事五代友厚をフランス公使館へ説明に向かわせたものの、面会はできなかった。またイギリス公使パークスと事件の対応について協議し、事態收拾の道を探った。しかし、土佐藩の報告だけでは事態を把握できず、東久世通禧は五代友厚を伴い堺へ向かった。事件を目撃していた人物から直接聞き取りを行うとともに、遺体探索を行った。引き揚げられた遺体はフランス軍艦に届けられ、遺体は神戸の外国人墓地に埋葬された。

#### カ. 堺事件の処理

2月19日、フランス公使ロッシュは伊達宗城宛てに事件の処置について五か条からなる要求を出す。要求では事件に関わった土佐藩隊長2名及びフランス人を殺害した者を全て事件現場で日仏両国の立会のもと斬首刑に処すること、賠償として土佐藩主は15万ドルを支払うこと、外国事務を掌る親王はフランス艦に出向き謝罪すること、土佐藩主がフランス艦に出向き謝罪すること、土佐藩が武器を携行して開港場を通行及び滞留することを厳禁することとし、これらを3日以内に履行するよう要求した。

新政府はフランス側の要求を承諾することにより、さらに攘夷が活発化することを懸念し、隊長兩名のみの処刑をもって交渉したが、フランス側はこれを承諾しなかった。イギリス公使の助言もあり、2月22日、新政府はフランス側の要求を受け入れた。同日、大坂裁判所から土佐藩に対し、隊長兩名と兵隊18名を切腹に処する命が伝えられた。

土佐藩の取調べの結果、六番隊の15名、八番隊の10名から発砲したと申出があり、両隊長と両小頭を加えた計29名が処刑の対象となっていた。22日、大坂裁判所からの命を受け、両隊長を除く27名の中から切腹する18名を決めるくじ引きが行われた。

翌23日、妙國寺において処刑が行われることになった。当初、フランス側は要求どおり、事件現場である湊新地を主張したが、交渉の末に妙國寺となったものである。日本側は外国事務局2名、肥後・安芸両藩2名、土佐藩家老等、フランス側はデュプレクス号艦長と数名の将校、フランス水兵20名余りが立ち会った。切腹は午後4時から始まり、夕やみ迫る12人目の橋詰愛平に及んだ時、フランス側から切腹中止の要請とし、残りの9名は一旦謹慎となり、25日大坂へ引き揚げた。30日、9名は流罪となり、国許の土佐へ帰された。11名の遺骸は妙國寺北隣の宝珠院境内に埋葬され、土佐藩主により11基墓碑が建立された。

2月24日、外国事務局督の山階宮晃親王が伊達宗城を伴いフランス艦に赴き、謝罪した。翌25日には土佐藩主山内豊範もフランス艦に出向いて謝罪し、賠償金を支払った。こうしてフランス側の要求を速やかに実行することによって、事件は終結した。

#### キ. 戦前の顕彰

事件後、切腹した土佐藩士には同情が集まるとともに、生き残った9名を納める予定であった大甕は、強運にあやからうとする人々にもてはやされた。

12人目であった橋詰愛平は帰郷後、意気阻喪と暮らし、明治22年(1889)、病死した。

【】：構成要素番号(第3章)

橋詰を慰霊するため、有志によって宝珠院の 11 基の墓石の隣に小さな墓碑【1-12】が建てられた。

明治 23 年（1890）に現地を訪れた生き残り組の一人、土居八之助は荒廃した墓所に心を痛め、明治 37 年（1903）、土佐出身政治家の谷干城等と玉垣【5】や土塚【6】を建てるなど墓域を整備し、忠烈碑【22】を建てた。土居は事件の顕彰記録の執筆を箕浦らと顔見知りでもあった佐々木甲象に依頼し、『泉州堺土藩士列举実紀』を刊行した。さらに、靖国神社への合祀を求め、陳情活動を繰り返したが、フランスへの配慮から実現しなかった。明治 40 年（1907）、日仏協約が締結され、両国の友好関係が構築され始めた。大正 3 年（1914）、森鷗外の『堺事件』が出版されるなど、文学作品や講談、演劇等を通じて、事件は広く知られるようになる。

大正 6 年（1917）、全国各地で幕末に倒れた人々を慰霊する戊辰戦争 50 年祭が行われ、堺においても在阪在堺の土佐出身者を中心に 5 月 20 日から 3 日間にわたって妙國寺烈士 50 年祭が執り行われた。法要とあわせて、山内侯爵家及びフランス大使館の寄付により、フランス水兵 11 名の顕彰碑【14】が宝珠院の境内に建てられた。

日仏両国の関係改善にともない、大正 9 年（1920）4 月、土佐藩士 11 名は靖国神社への特別合祀が認められた。宝珠院や妙國寺など堺事件のゆかりの地を訪れる観光客も増加し、60 周年となる昭和 3 年（1928）には、事件の発生現場付近に記念碑【34】が建てられた。

玉垣の前には昭和 2 年（1927）に石鳥居【11】、昭和 4 年（1929）に石燈籠【13】が有志によって建てられた。昭和 5 年（1930）には高知県出身で大阪在住の古巻重政氏等【17】によって「土佐十一烈士墓遺跡復興会」が組織され、昭和 7 年（1932）、荒廃していた墓地や境内が整備された。昭和 8 年（1933）5 月には復興会によって境内に烈士館が建設され、参詣者の休憩所や集会所にあてられた。さらに忠魂堂の建設を目指し、「堺事件土佐烈士遺跡復興会高知協賛会」が土佐史談会内に組織され、昭和 8 年秋に忠魂堂が建設された。

『堺市史続編第二巻』によれば、処刑場となった妙國寺と埋葬地となった宝珠院は、互いに反目していたが、昭和 12 年（1937）の 70 年祭を契機に烈士復興会と堺市役所が仲介して両寺が合同で 70 年祭を行うことになった。しかし、堺市が寺石正路【11】に執筆を依頼した『泉州堺列举』の記述を巡り、再び両寺の意見が分れた。宝珠院は 2 月 23 日に墓前祭を行い、25 日には院内烈士館で「史実を語る会」を開催し、妙國寺は 70 回忌記念碑【30】を境内に建立した。合同 70 年祭は中止となり、妙國寺は 4 月 22 日、宝珠院は 4 月 23 日にそれぞれ 70 年祭を行い、両日とも大阪府知事代理と堺市長らが参列した。

翌昭和 13 年（1938）2 月、宝珠院から文部大臣宛てに「土佐烈士墳墓」の史蹟指定願が提出され、8 月 8 日、史蹟名勝天然紀念物保存法に基づき「土佐十一烈士墓」として史蹟に指定された【23】。さらに妙國寺からも境内を「土佐十一烈士殉難賜死之所」として史蹟指定するよう史蹟指定申請書が昭和 19 年（1944）2 月 1 日に提出された。時局を反映し、史蹟指定の理由は「死ヲ以テ國ニ報セルハ末代皇民ノ龜鑑ナリ」とされたが、指定には至らなかった。

【】：構成要素番号(第 3 章)

明治 22 年	1889	12 人目の橋詰愛平の墓碑を建立【1-12】
明治 25 年	1892	土居八之助が靖国合祀を陳情
明治 27 年	1893	佐々木甲象『泉州堺士藩士列举実紀』刊行
明治 37 年	1903	土居八之助・谷干城等が墓域を整備し【5・6】、忠烈碑を建立【22】
明治 40 年	1907	日仏協約締結
大正 3 年	1914	森鷗外『堺事件』刊行
大正 6 年	1917	妙國寺烈士 50 年祭 フランス水兵 11 名の顕彰碑建立【14】
大正 9 年	1920	土佐藩士 11 名の靖国神社への特別合祀が認められる
昭和 2 年	1927	玉垣前に高知市有志が石鳥居を建立【11】
昭和 3 年	1928	60 周年を記念して事件発生現場付近に記念碑建立【34】
昭和 4 年	1929	玉垣前に有志が石燈籠を建立【13】
昭和 5 年	1930	「土佐十一烈士墓遺跡復興会」設立
昭和 7 年	1932	墓地・境内の再整備
昭和 8 年	1933	烈士館建設 「堺事件土佐烈士遺跡復興会高知協賛会」設立・忠魂堂建設
昭和 12 年	1937	70 年祭開催 70 回忌記念碑を妙國寺境内に建立【30】 寺石正路『明治元年土佐藩士泉州堺列举』刊行【11】
昭和 13 年	1938	宝珠院「土佐十一烈士墓」史蹟指定【23】
昭和 19 年	1944	妙國寺「土佐十一烈士殉難賜死之所」史蹟指定申請書提出
昭和 43 年	1968	明治百年記念にともない土佐十一烈士墓の花立更新【4】、妙國寺境内に記念碑建立【31】 市民会館で土佐十一烈士 100 年祭開催
平成 30 年	2018	「堺事件を語り継ぐ会」設立 堺市立図書館「堺事件 150 年」開催 高知県立歴史民俗資料館「堺事件・150 年の時を経て」開催 明治維新 150 年にともない特別公開を実施

【】：構成要素番号(第 3 章)

### 顕彰の経緯

## ク. 戦後の顕彰

第二次世界大戦の空襲により堺の街は広範囲にわたって焼失し、宝珠院・妙國寺ともに全焼した。昭和 24 年（1949）、宝珠院境内に宝珠学園幼稚園が開園し、指定地の周囲は園庭となった。

昭和 43 年（1968）、明治百年記念に伴い市内史跡整備が実施された。土佐十一烈士墓では花立【4】が更新され、堺事件発生現場や妙國寺境内内においても整備や補修工事、記念碑建立等【31】が行われた。あわせて市民会館では土佐十一烈士百年祭が行われ、宝珠学園幼稚園の園児たちも舞台に上った。

平成 30 年（2018）、明治維新 150 年を顕彰する機運が全国的に盛り上がるなか、1 月から 3 月にかけて開催した土佐十一烈士墓の特別公開には 500 名を超える見学者が訪れた。また、堺事件を史実として精緻に検証した展示や講演会が堺市と高知県の双方で開催され、膨大な資料から客観的に事件を捉える取組みが活発化している。

平成 30 年には堺市民により「堺事件を語り継ぐ会」が結成された。命日にあたる 2 月 23 日に法要と講演会が開催され、高知県からも関係者が参加するなど堺事件を通して交流が広がっている。

【】：構成要素番号(第 3 章)



堺市立中央図書館  
郷土資料展  
「堺事件 150 年」  
平成 30 年 2 月 3 日～25 日

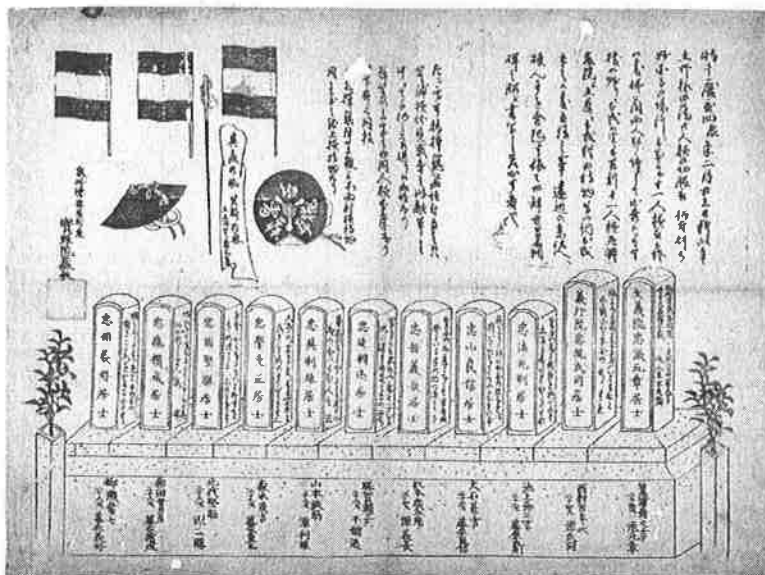


高知県立歴史民俗資料館  
平成 29 年度企画展  
「堺事件—150 年の時を経て—」  
平成 30 年 1 月 20 日～3 月 25 日



堺事件を語り継ぐ会  
「堺事件から 150 年記念式典」  
平成 31 年 2 月 23 日

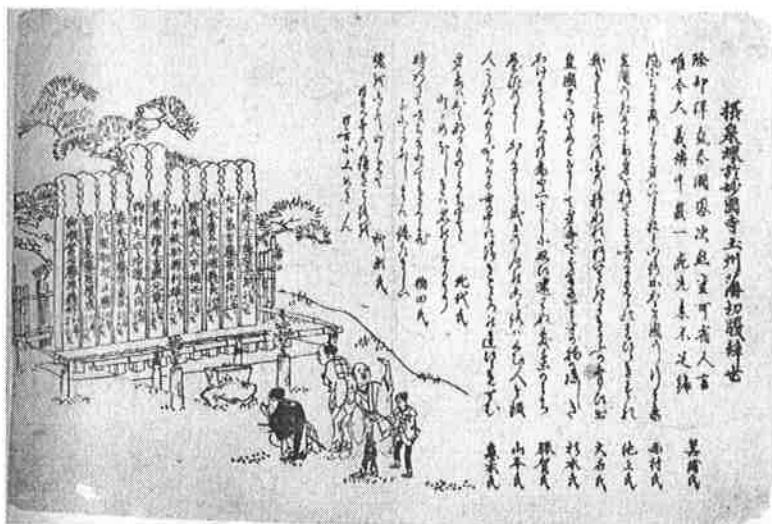
ケ. 古写真類



「瓦版 土佐藩士十一名の墓」  
年不詳

(大阪城天守閣所蔵)

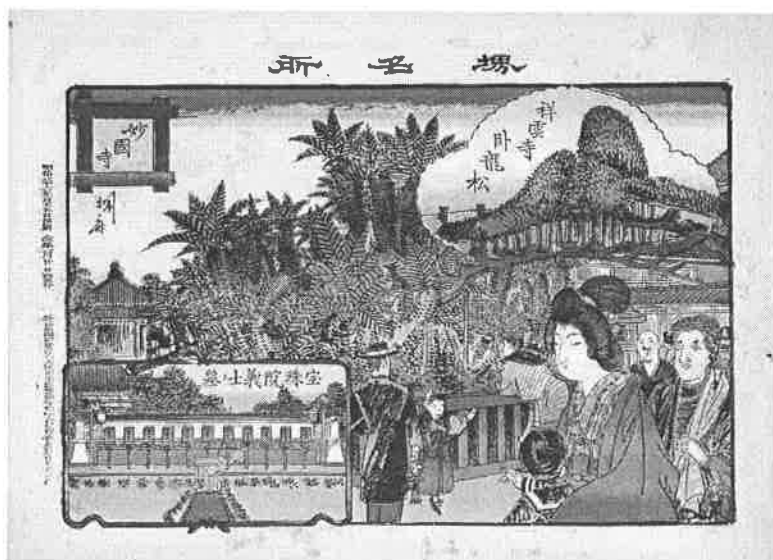
『平成 29 年度企画展 堺事件 - 150 年の時を経て』(2018) 高知県立歴史民俗資料館より転載



「瓦版 摂泉塚於妙國寺土州藩切腹辞世」  
年不詳

(大阪城天守閣所蔵)

『平成 29 年度企画展 堺事件 - 150 年の時を経て』(2018) 高知県立歴史民俗資料館より転載

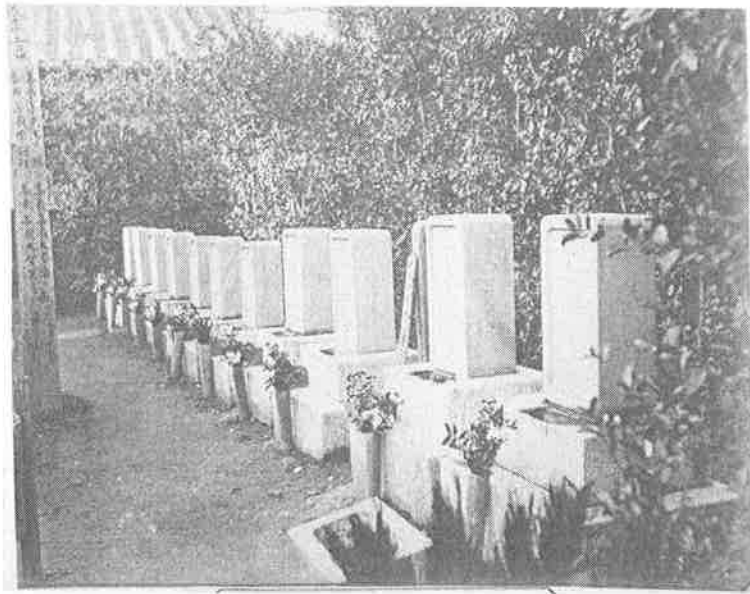


「妙國寺 祥雲寺 臥竜松 宝珠院義士ノ墓」

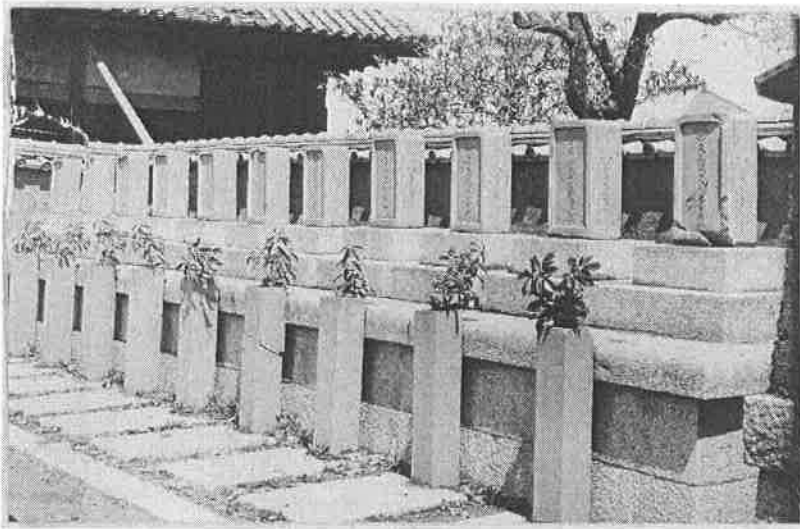
『堺名所』明治 36 年 (1903)

(堺市立図書館所蔵)

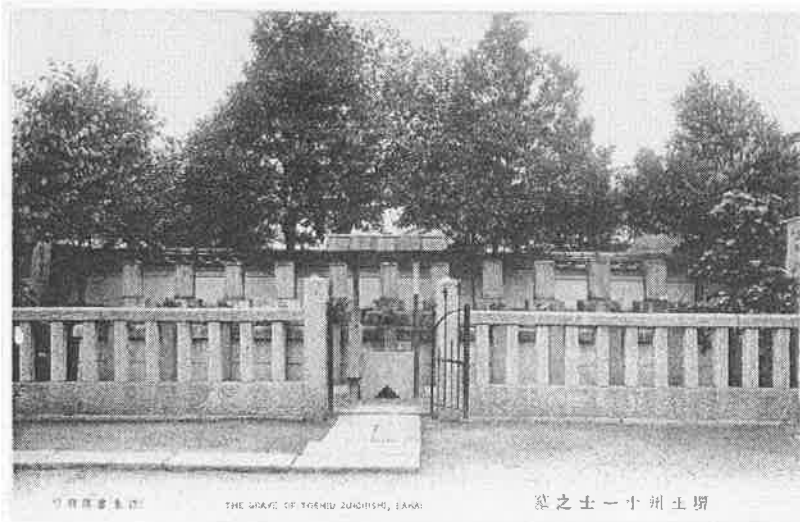
推定年を追加



「堺妙国寺土州勇士ノ墓」  
明治 36 年（1903）以前力  
（国際日本文化研究センター所蔵）

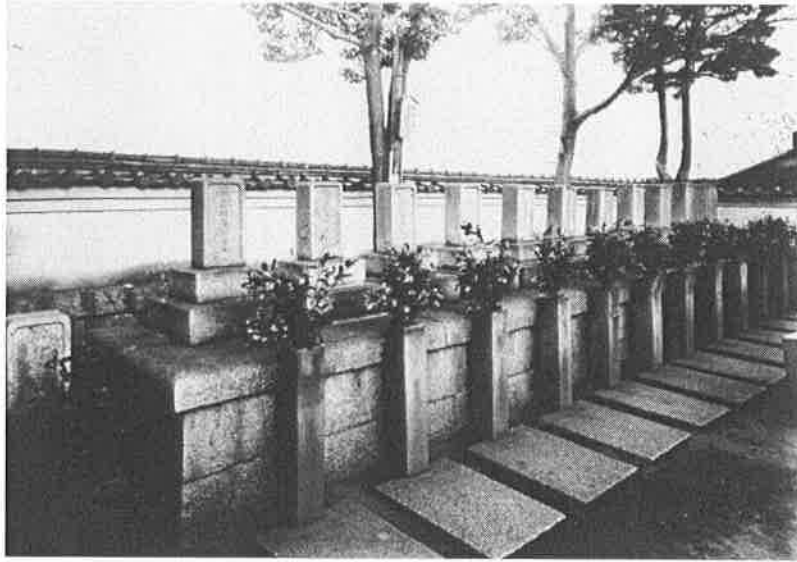


『堺大観』六  
「土州十一士の墓」  
明治 36 年（1903）頃  
（堺市立図書館所蔵）



「堺名所絵葉書  
堺土州十一之墓」  
年不詳  
（堺市立図書館所蔵）

推定年を追加



「土佐十一烈士の墓」  
昭和5年（1930）以前  
（堺市立図書館所蔵）  
『堺市史』第7巻（昭和5年）



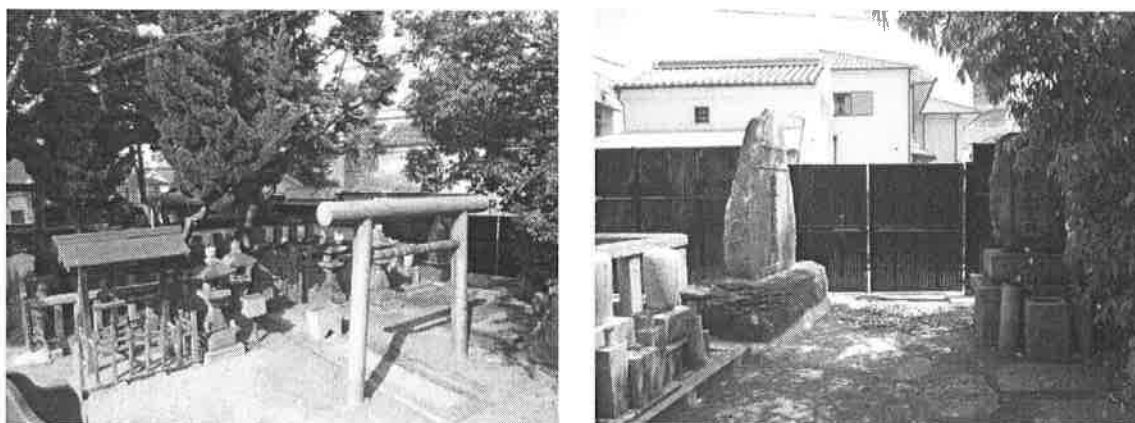
「土佐十一烈士墓」  
昭和46年（1971）以前  
『堺の文化財』（昭和46年）

#### (4) 指定地の状況

##### A 指定地の現況

指定地は現在、宝珠学園内にあり、幼稚園の園庭の一部にあたる。指定地の東側は道路に接し、フェンスが設置されているが、通常、門扉は施錠されている。

指定地内は墓石や土塀、玉垣など指定当時の原位置を保っている。指定地周辺は石鳥居や石燈籠が原位置とは若干異なるほか、敷石も園庭に埋没するなど、指定当時とは景観が異なっている。



指定地の現況

##### B 指定地の土地所有および公有化の経緯

指定面積は 17 坪 3 合 4 勺 (約 57.22 m<sup>2</sup>)、現在は全て公有地である。指定当時は私有地であったが、昭和 54 年 (1979) に所有者の宝珠院と堺市の間で土地交換契約を締結し、指定地を公有地とした。



### C 保存の経緯

墓石の経年劣化や自然災害に応じ、これまで保存修復が重ねられてきた。戦後以降の保存修復の履歴は下記のとおりである。

昭和 41 年	1966	宝珠院住職により説明板設置（指定地外）【20】
昭和 42 年	1967	墓石修理工事【1】
昭和 43 年	1968	明治百年記念市内史跡整備ならびに補修工事【4】
昭和 45 年	1970	墓石保存修理工事【1】 ・空洞音がする部分にエポキシ樹脂を注入充填（クラック等の注入口がない場合はドリルで穴を開ける） ・クラックやドリルの穴を充填材、顔料を混練したエポキシ樹脂で塞ぐ ・墓石全面の強化と見場を良くするためにエポキシ樹脂を塗布し、砂を表面に撒いて付着させる
昭和 54 年	1979	土地交換契約締結 ・堺市提供物件 堺市宿屋町東 3 丁 52 番地 宅地 143.80 m <sup>2</sup> ・宝珠院提供物件 堺市宿屋町東 3 丁 536 番の内 墓地 143.80 m <sup>2</sup>
平成 7 年	1995	兵庫県南部地震による滅失・き損等届（法 95-5、法 33 を準用） ・土塀屋根瓦 1 枚落下、壁に約 50 cm 幅にわたる剥落、石垣に隙間 平成 7 年度国庫補助事業（災害復旧）
平成 9 年	1997	墓石の剥落に対する根本修復について検討【1】
平成 10 年	1998	覆屋・石垣・樹木・出入口確保等について検討
平成 12 年	2000	史跡土佐十一烈士墓土塀修繕工事【5】
平成 14 年	2002	宝珠院住職により門扉設置（指定地外）【7】
平成 28 年	2016	文化庁調査官（整備部門）視察・助言 奈良文化財研究所視察・助言 箕浦隊長墓石を要望により保存修復（子孫より寄附） ・墓石の保存処理（石材強化剤含浸、修復、撥水剤含浸）【1-1】
平成 30 年	2018	堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会にて保存活用計画について審議 大阪北部地震によりブロック塀撤去およびフェンス設置（指定地外） フェンス設置に伴い顕彰碑を移設（指定地外）【17】
令和元年	2019	史跡土佐十一烈士墓等保存修復事業 ・箕浦墓石を除く 10 基の墓石の保存処理（石材強化剤含浸、修復、撥水剤含浸）【1-2～11】、令和元年度国庫補助事業 ・顕彰碑の保存処理（石材強化剤塗布、修復）（指定地外）【22】 史跡土佐十一烈士墓現地測量、令和元年度国庫補助事業 文化庁調査官（史跡部門）視察・助言

【】：構成要素番号（第 3 章）

## 第3章 史跡の本質的価値

### 第1節 史跡の本質的価値

慶応4年（1868）、堺を警備していた土佐藩士は堺港の測量に来航したフランス水兵の上陸を阻止しようと殺傷した。国際関係の悪化を恐れた明治政府は、事件に関わった土佐藩士に切腹を命じ、箕浦隊長以下11名が切腹し、宝珠院境内に墓碑が建立された。

史跡土佐十一烈士墓は、攘夷から開国和親へと政府の外交方針の転換期に生じた事件を伝える墓であるとともに、明治時代以降、様々な顕彰活動によって整備され、現在まで大切に守られてきた墓として重要である。

### 第2節 新たな価値評価の視点

土佐十一烈士墓は史跡指定から80年以上の時間が経過し、その間に堺事件に関する研究も進展した。指定説明文にはフランス水兵が「禁ヲ犯シテ上陸狼藉」に及んだとされるが、近年の研究成果では、当時の堺は外国人の遊歩許可区域に含まれていたことや、測量のためにフランス人が堺港に来航することが事前に堺を治めていた土州役所（土佐藩）に伝えられていたこと、また上陸したフランス水兵と堺の人々の交流を示す史料が明らかになっており、指定説明文に記される事件の経過と史実は異なる可能性が高い。

このように研究の進展によって、事件の詳細な経過等は今後さらに明らかになっていくと考えられるが、土佐十一烈士墓が堺事件という開国期の騒乱を象徴する外交事件による犠牲者の墓であり、明治時代に整備された墓としての評価は指定当時から現在まで通底する史跡の本質的価値として捉えることができる。

堺事件に関しては明治時代以降、犠牲者に対する様々な顕彰が行われてきた。戦前の顕彰は時局に応じた国威発揚に基づくものが多いなか、大正6年（1917）、フランス水兵犠牲者の慰霊碑が土佐十一烈士墓に隣接して建立された。土佐藩士だけでなくフランス水兵の犠牲者に対しても同様に慰霊していたことは当時の国際関係の一端を示すものとして重要である。

また近年、近代遺跡を史跡指定する取組が活発化しているが、昭和13年（1938）に指定された土佐十一烈士墓は近代遺跡の中で指定年月日が最も古く、近代遺跡史跡指定の嚆矢とも評価できる。

### 第3節 構成要素の特定

指定説明文によると、土佐藩主が建てた 11 基の墓石、その後谷干城等が墓域を整備して建てた土塀や玉垣、12 人目の橋詰の墓石が指定に値する価値があるものとして挙げられており、これらを史跡の本質的価値を構成する要素として位置付ける (A・1)。指定図面に記載されていないものの、指定地内にある墓所の整備など顕彰活動と関連するものを史跡の本質的価値と関連する要素として分類する (A・2)。

また指定地周辺にも堺事件の顕彰碑や関連する遺跡など史跡の本質的価値と密接に関わる要素があり、これらを地区ごとに分けて整理する (B・1)。なお、指定地に隣接する市有地にあり、本質的価値とは関わらない要素も史跡の保存や整備に影響を及ぼす可能性があるため、その他の要素として列記した (B・2)。

#### A. 史跡指定範囲内の構成要素

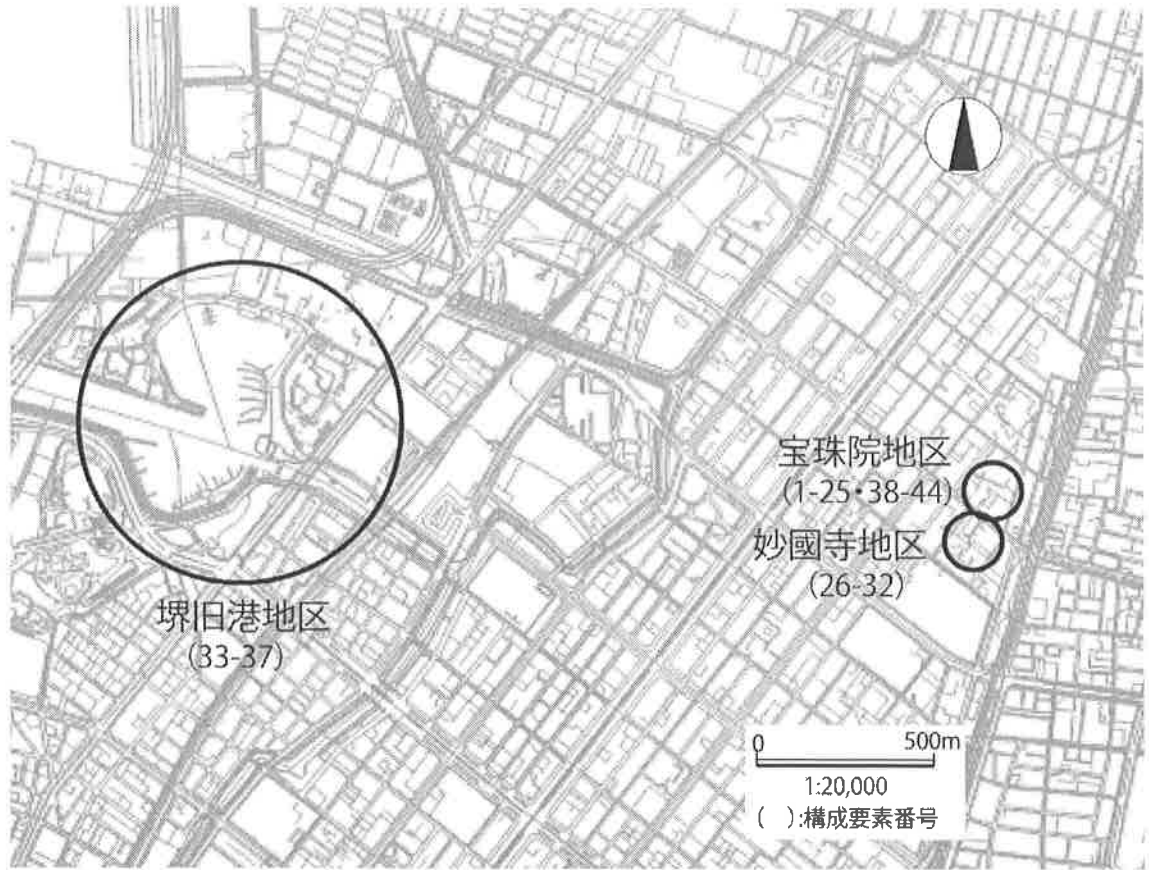
	構成要素(構成要素番号)
A・1. 史跡の本質的価値を構成する要素 (指定図面に記載されているもの)	墓石(1)・台石組(2)・敷石(3-1)・花立(4-1)・土塀(5)・玉垣(6)
A・2. 史跡の本質的価値と関連する要素	敷石(3-2)・花立(4-2)・樹木(7)

#### B. 史跡指定範囲外の構成要素

	地 区	構成要素(構成要素番号)
B・1. 史跡の本質的価値と 関連する要素	宝珠院(8)	門扉(9)・香立(10・19)・石鳥居(11)・敷石(12)・石燈籠(13)・顕彰碑(14・16・18・22)・手洗(15)・石柱(17・25)・解説板(20・24)・樹木(21)・標柱石(23)
	妙國寺(28)	石柱(26・27・29)・顕彰碑(30・31・32)
	堺旧港(33)	顕彰碑(34)・石柱(35)・解説板(36)・堺台場跡(37)
B・2. その他の要素	宝珠院 (市有地)	フェンス(38)・門扉(39)・墓(40)・石組(41)・不動明王像(42)・祠(43)・遊具(44)

構成分類表

全体配置図を追加

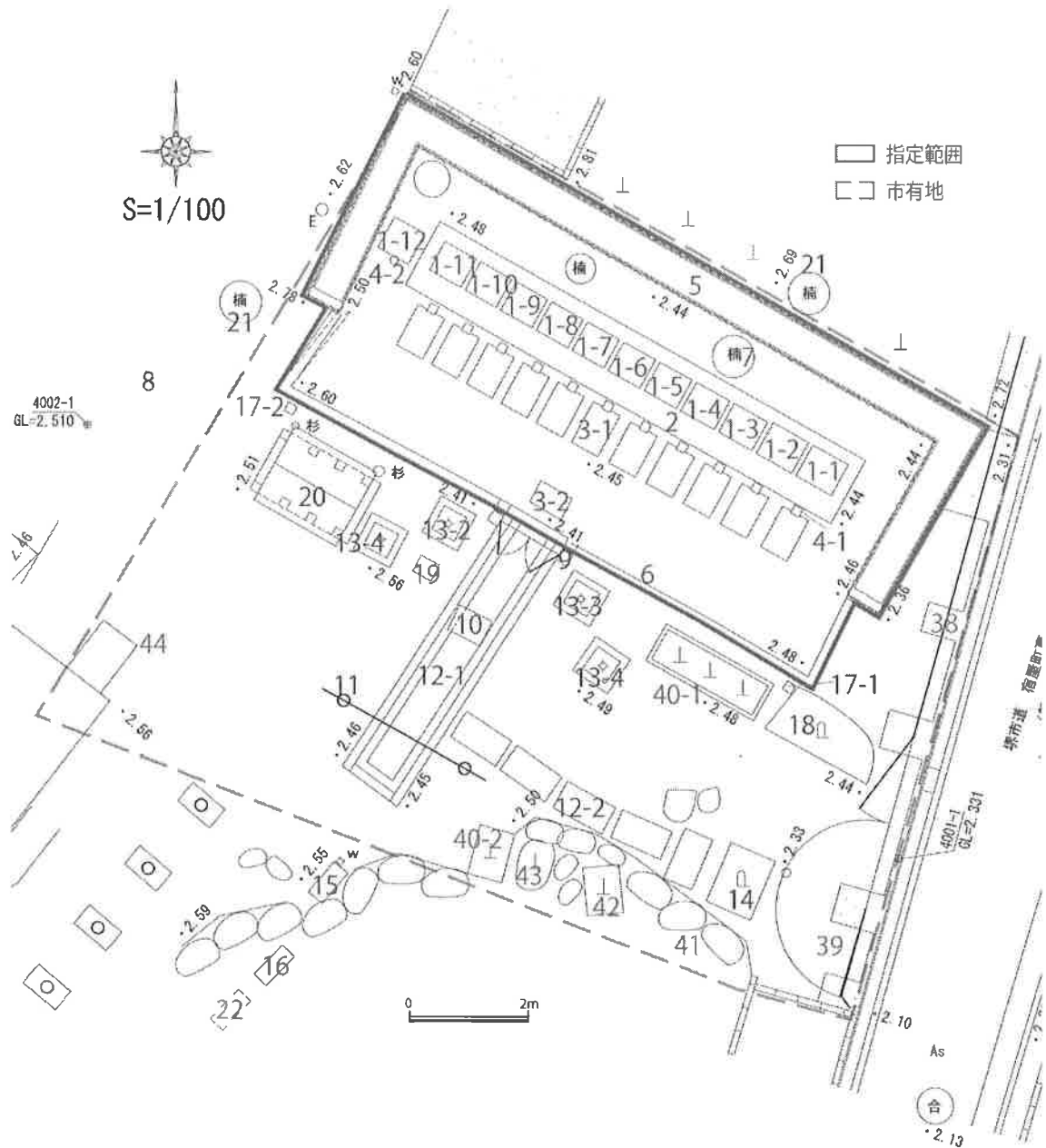


構成要素全体配置図

A. 史跡指定範囲内の構成要素

A-1. 史跡の本質的価値を構成する要素

史跡の本質的価値を構成する要素としては、墓石・台石組・敷石・花立・土塀・玉垣が挙げられる。

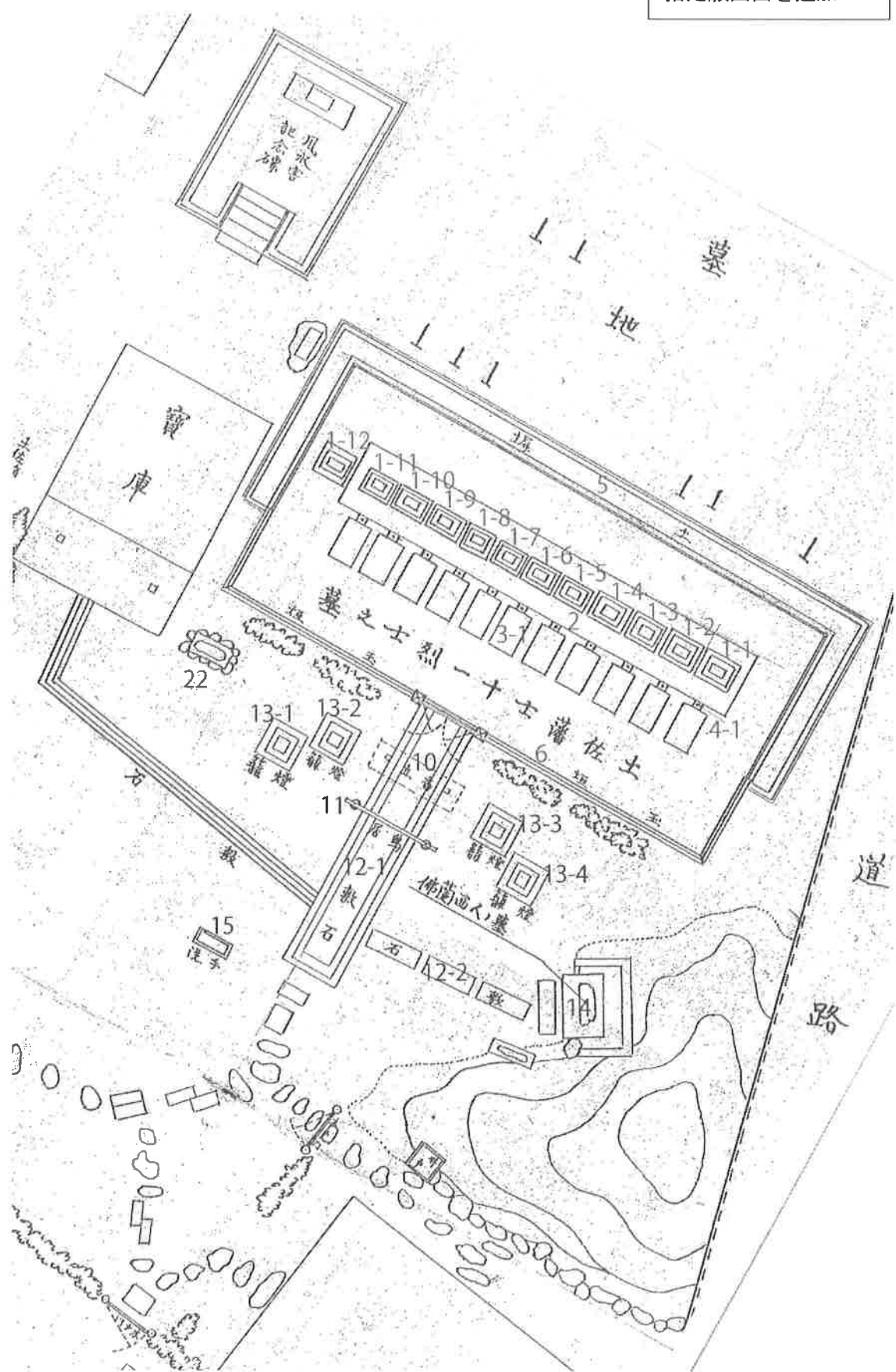


構成要素配置図

A-1. 史跡の本質的価値を構成する要素 (1-6)

A-2. 史跡の本質的価値を構成する要素以外の要素 (3-2, 4-2, 7)

指定願図面を追加



昭和 13 年史蹟指定願 添付図面

番号	名 前	銘文	法量・石材	現状
1-1	箕浦猪之吉 第六小隊司令	表面：文義院忠深元章居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐箕浦猪之吉源元章 行年廿五才	高さ：49.0 cm 幅：24.7 cm 奥行：17.0 cm 和泉砂岩	表面上部・下部欠損 側面上部欠損 H28 保存修理実施
1-2	西村左平次 第八小隊司令	表面：義行院忠現代同居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐西村左平次源氏● 行年廿四才	高さ：54.0 cm 幅：27.0 cm 奥行：20.0 cm 和泉砂岩	S45 に付着させた砂が剥離 薬剤が白色化
1-3	池上弥三吉 第六小隊小頭	表面：忠法光則居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐池上弥三吉藤原 光則 行年卅八才	高さ：51.0 cm 幅：26.0 cm 奥行：18.0 cm 和泉砂岩	S45 に付着させた砂が剥離 薬剤が白色化 表面下部欠損 大きく傾く
1-4	大石甚吉 第八小隊小頭	表面：忠山良信居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐大石甚吉藤原良侍 行年卅五才	高さ：51.0 cm 幅：26.0 cm 奥行：18.0 cm 和泉砂岩	S45 に付着させた砂が剥離 薬剤が白色化 表面・側面下部欠損 大きく傾く
1-5	杉本廣五郎 第六小隊	表面：忠岳義長居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐杉本廣五郎源義長 行年卅四才	高さ：48.0 cm 幅：24.0 cm 奥行：17.0 cm 和泉砂岩	S45 に付着させた砂が剥離 薬剤が白色化
1-6	勝賀瀬三六 第六小隊	表面：忠速稠迅居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐勝賀瀬三六平稠迅 行年廿八才	高さ：49.0 cm 幅：24.5 cm 奥行：17.0 cm 和泉砂岩	S45 に付着させた砂が剥離
1-7	山本鉄助 第六小隊	表面：忠英利雄居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐山本鉄助源利雄 行年廿八才	高さ：49.0 cm 幅：25.0 cm 奥行：17.0 cm 和泉砂岩	S45 に付着させた砂が剥離 薬剤が白色化
1-8	森本茂吉 第八小隊	表面：忠學重正居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐森本茂吉藤原重正 行年卅九才	高さ：48.0 cm 幅：25.0 cm 奥行：16.0 cm 和泉砂岩	S45 に付着させた砂が剥離 薬剤が白色化 表面下部欠損、ドリル穴

構成要素一覧表

番号	名 前	銘文	法量・石材	現状
1-9	北代堅助 第六小隊	表面：忠固堅勝居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐北代堅助源正勝 行年廿六才	高さ：48.0 cm 幅：25.0 cm 奥行：16.5 cm 和泉砂岩	S45 に付着させた砂が剥離 薬剤が白色化 表面上部・下部・外縁欠損 側面下部欠損
1-10	稲田貫亟 第六小隊	表面：忠應横成居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐稲田貫亟藤原横成 行年廿八才	高さ：49.0 cm 幅：24.0 cm 奥行：17.0 cm 和泉砂岩	S45 に付着させた砂が剥離 薬剤が白色化 表面下部欠損
1-11	柳瀬常七 第六小隊	表面：忠相義好居士 側面：慶応四辰年二月廿三日 土佐柳瀬常七藤原義好 行年廿六才	高さ：49.0 cm 幅：24.0 cm 奥行：16.5 cm 和泉砂岩	S45 に付着させた砂が剥離 薬剤が白色化 表面下部欠損
1-12	橋詰愛平	表面：●橋詰愛平記有道 側面：慶応四辰年二月廿三日 行年四十一才	高さ：48.0 cm 幅：24.0 cm 奥行：16.0 cm 花崗岩	●：桔梗文

構成要素一覧表





1-1.箕浦猪之吉墓



1-2.西村佐平次墓



1-3.池上弥三吉墓



1-4.大石甚吉墓



1-5.杉本廣五郎墓



1-6.勝賀瀬三六墓



1-7.山本鍊助墓



1-8.森本茂吉墓



1-9.北代堅助墓



1-10.稲田貫丞墓



1-11.柳瀬常七墓



1-12.橋詰愛平墓

## A-1. 史跡の本質的価値を構成する要素（2～6）

番号	構成要素	法量	員数	備考	指定図面の記載 指定後の移動
2	台石組	長さ：8.3m 奥行：1.2m 高さ：63.0 cm	1		○ 移動なし
3-1	敷石	縦：74.0～ 76.0 cm 横：52.0 cm	11	11 基の墓石前に設置	○ 移動なし
4-1	花立	幅：14.0 cm 奥行：14.0 cm 高さ：77.0 cm	11	立方形、11 基の墓石前に設置 箕浦墓前の花立のみ刻字あり 正面「明治百年記念建立 昭和四十三年十一月 高知県知事溝渕増巳」	○ 全て昭和 43 年に 更新
5	土塀	高さ：1.6m 延長：18.8m	1		○ 移動なし
6	玉垣	高さ：1.0m 延長：13.8m	1		○ 移動なし

構成要素一覧表

## A-2. 史跡の本質的価値と関連する要素

指定願図面に記載されていないものの指定地内にあり、墓所の整備など顕彰活動と関連するものとして、敷石、花立、樹木が挙げられる。

番号	構成要素	法量	員数	備考	指定図面の記載 指定後の移動
3-2	敷石	縦：42.0 cm 横：68.0 cm	1	門扉前に設置	×
4-2	花立	直径：14.0 cm 高さ：38.0 cm	1	円筒形、橋詰愛平墓前に設置	×
7	樹木		3		×

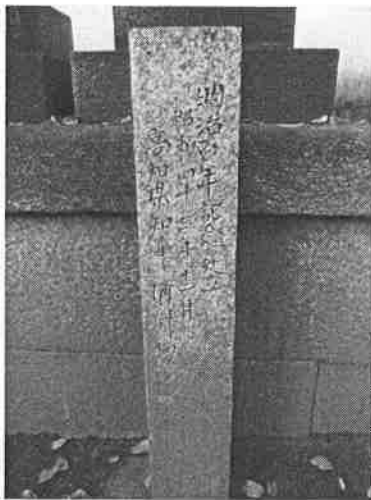
構成要素一覧表



指定地全景



2. 台石組・3. 敷石



4-1. 花立 (箕浦墓前)



4-1. 花立・4-2. 花立 (左端)



5. 土塀

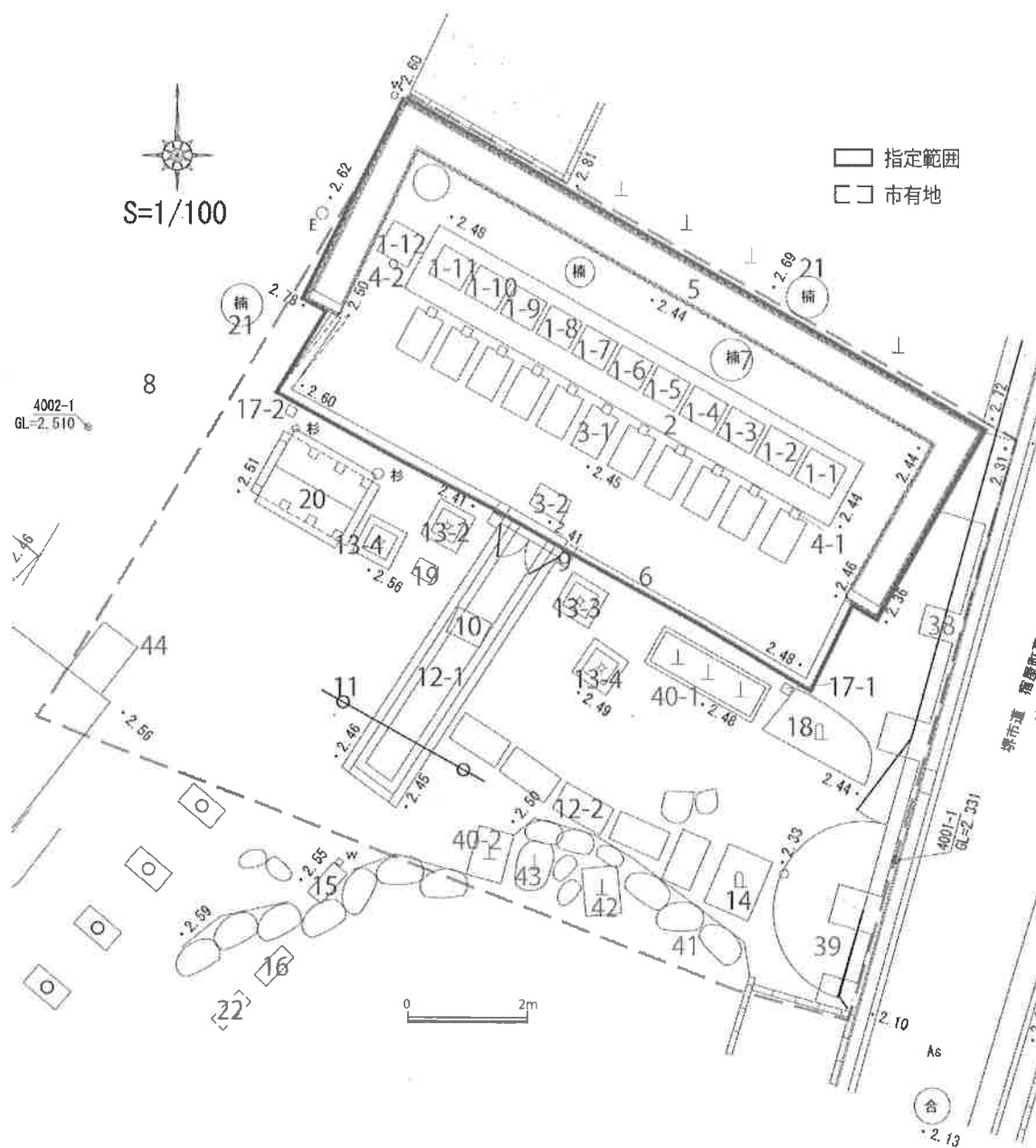


6. 玉垣

B 史跡指定範囲外の構成要素

B-1. 史跡の本質的価値と関連する要素 宝珠院地区

指定範囲外ではあるが、指定地に近接し、参道など指定地と一体的な景観を形成するものや、後世の顕彰活動によって建てられた石造物、史跡の標柱石などが挙げられる。



構成要素配置図

B-1. 史跡の本質的価値と関連する要素 宝珠院地区 (8-22)

番号	構成要素	備考	指定図面の記載及び指定後の移動
8	宝珠院		○
9	門扉	平成 14 年（2002）設置	×
10	香立	「堺名所絵葉書」では玉垣の内側にあり	○ (覆屋あり) 移動あり
11	石鳥居	右「昭和二年九月高知市有志建之 發起人山本熊作 世話人土佐婦人會 寺石正路」 左「 高知県各中等学校 高知市各小学校 高知市各中学校 高知市各女学校」	○ 移動あり
12-1	敷石	土佐十一烈士墓への参道 一部埋没	○ 移動なし
12-2	敷石	佛蘭西兵士之碑への参道 一部埋没	○ 移動なし
13-1	石燈籠	正面「大阪 施主 柴清治郎」 右面「昭和四年七月建之」	○ 移動あり
13-2	石燈籠	台石正面「天活會社 大阪支店長 山川 吉太郎」	○ 移動あり
13-3	石燈籠	台石正面「有志六名」 台石左面「取次 中岡弥七郎」	○ 移動あり
13-4	石燈籠	正面「大阪 施主 柴清治郎」 左面「昭和四年七月建之」	○ 移動あり

構成要素一覧表

番号	構成要素	備考	指定図面の記載及び指定後の移動
14	顕彰碑	正面「佛蘭西兵士之碑」 裏面「為 戊辰殉難仏蘭西海軍少尉候補生 シヤールピエール・ギーヨン外水兵拾名 大正六年五月 弔魂会建之」	○ 移動あり
15	手洗	正面「大正六年 五月 清水 施主 堺男女理髮組合」 左面「發起者 柿本由松 佐々木音次郎 北崎口次郎 長井常次郎 八又千久」	○ 移動あり
16	顕彰碑	正面「土堤内清五郎ハ浪華義侠● 大郎家頭歩兵頭取トシテ明治元年● 事件ニヨリ壯烈皇國ニ殉ゼシ土佐● ガ埋葬ノ所ヲ得ナリシニ義憤ヲ發シ百方 盡力●レ●當寶珠院ニ●ムソノ節義 任侠ハ永ク世ニ●述スベキモノ也 裏面「昭和十五年六月一日建之 現住新丸●寶代 発願主●●平兵衛 遺族●土堤内長次郎 ●● 清五郎 ●● 長四郎 ●● ●五郎」	×
17-1	石柱	正面「史蹟境界」	×
17-2	石柱	正面「史蹟」 下半埋没	×

構成要素一覧表

番号	構成要素	備考	指定図面の記載及び指定後の移動
18	顕彰碑	<p>正面「古巻重政翁之碑」</p> <p>裏面「古巻重政翁ハ土佐人ナリ夙ニ勤王ノ志厚ク莊ニシテ国事ニ奔走シ和漢ノ志士トナリ貢厭実ニ艱カラス一朝大ニ感スル所アリ志ヲ政治ニ断テ大阪ニ出テ実業ニ従事ス性剛直ニシテ義侠ニ富ミ名利ヲ好マズ天爵ヲ以テ本分トス一度決スレハ万難ヲ冒シ貫徹セナレバ止マズ偶々翁当遺跡ノ大ニ敗類セルヲ痛ク憂慮シ奮然起チテ四方有志ニ説キ復興会ヲ起シ理事長ニ挙ゲラレ東奔西走●日ナク五星霜ヲ重ネスレカ完成ト共ニ多年鬱積ノ諸難題モ悉ク解決ヲ告ケ英霊ヲ永ヘニ慰ム洵ニ之レ世道人心ヲ啓発スルコト大ニシテ特ニ此ノ非常時局ニ當リ其意義甚タ深シトス茲ニ本碑ヲ建テ厥ノ美德ヲ表彰ス</p> <p>昭和十三年十一月</p> <p>古巻重政翁記念碑</p> <p>建設会長 水口出世 』</p>	×
19	香立		×
20	解説板覆屋	昭和41年(1966)設置	×
21	樹木		×
22	顕彰碑	<p>正面「●●忠●碑</p> <p>泉之妙国寺為土藩十一士殉国之地其忠憤義烈既耀于史簡土居翁盛義其死反也深既毅魂之不●著伝紀作院本修墓●而竭心力者幾乎三十余年矣子爵谷干城君亦義之假力遺跡之顕●由此已頃翁更樹碑以慰精靈題日嗚呼忠烈碑予乃作銘」</p>	○ 現在、美原収蔵庫に保管
23	標柱石	<p>正面「史蹟 土佐十一烈士墓」</p> <p>右面「昭和十四年三月建設」</p> <p>左面「史蹟名勝天然紀念物保存法ニ依リ 昭和十三年八月文部大臣指定」</p>	×
24	解説板		×

構成要素一覧表

番号	構成要素	備考	指定図面の記載及び指定後の移動
25	石柱	正面「土佐さむらいの墓所 北ノ辻東三丁寶珠院」 裏面「高知県有志」 右面「高知市有志」	×



9. 門扉・10. 香立・11. 石鳥居・13. 石燈籠  
19. 香立・20. 解説板覆屋・21. 樹木



12. 敷石



14. 顕彰碑



15. 手洗



16. 顕彰碑





17-1. 石柱



17-1. 石柱



18. 顕彰碑



22. 顕彰碑



23. 標柱石

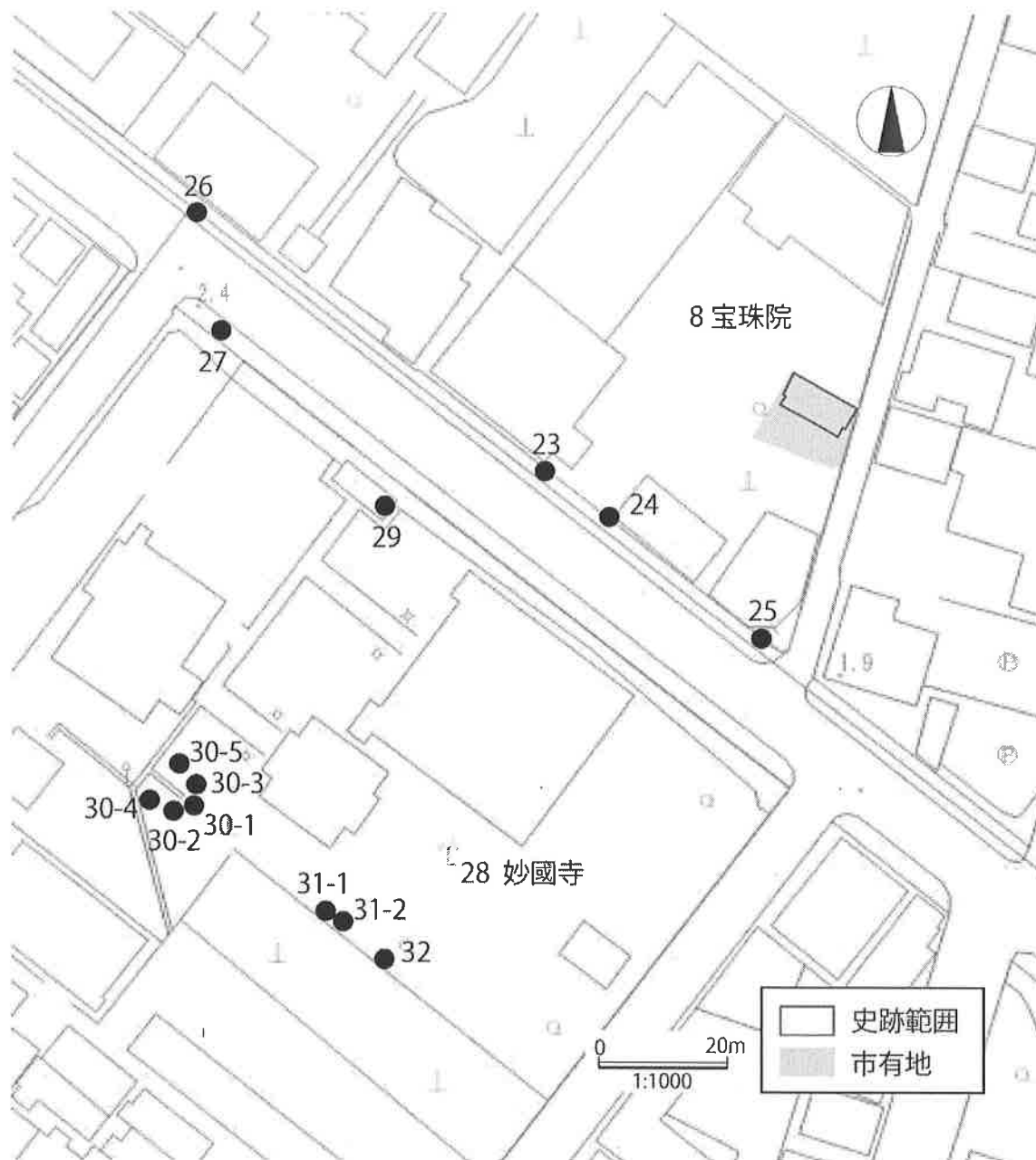


24. 解説板

B 史跡指定範囲外

B-1. 史跡の本質的価値と関連する要素 妙國寺地区

妙國寺は土佐藩士 11 名が切腹した場所であり、多くの顕彰碑が建てられている。



構成要素配置図

B-1. 史跡の本質的価値と関連する要素 宝珠院地区 (23-25)

B-1. 史跡の本質的価値と関連する要素 妙國寺地区 (26-32)

番号	構成要素	備考
26	石柱	正面「戊辰 殉難 土佐十一烈士墓所 ●」 裏面「大正六年五月弔魂会建之」
27	石柱	正面「是より 東半丁 明治戊辰殉難土州藩士墓所」 右面「明治三十六年三月十五日 大澤徳平建之」 左面「左 とさのさむらいはらきりのはか」 裏面「左 名所金光寺藤の名神」
28	妙國寺	
29	石柱	正面「開運 除役 宇賀徳正龍神鎮座 舊勅願所 本山妙国寺」 右面「明治元年戊辰妙国寺事件 土佐烈士殉難賜死之所」 裏面「昭和五年庚午十月廣普山四十一世日妙建設」
30-1	顕彰碑	正面「南無妙法蓮華經」
30-2	顕彰碑	正面「佛國遭難將兵慰靈碑」 「The moment of the French matyts」
30-3	顕彰碑	正面「土佐藩十一烈士之英靈 管長日慎」
30-4	顕彰碑	正面「日本精神高揚 英靈不滅浄城 海軍大将●」 右面「明治元年二月二十三日 土佐藩十一烈士殉難賜死」
30-5	顕彰碑	正面「嗚呼殉難十一烈士 忠魂義魂長留此● 大阪府知事従四位●安井英二書」 裏面「昭和十二年一月● 為 烈士殉難七十忌菩提 本山妙国寺四十一世 権六僧正 慈容●建之」
31-1	顕彰碑	正面「土佐十一烈士 百年祭記念植樹」

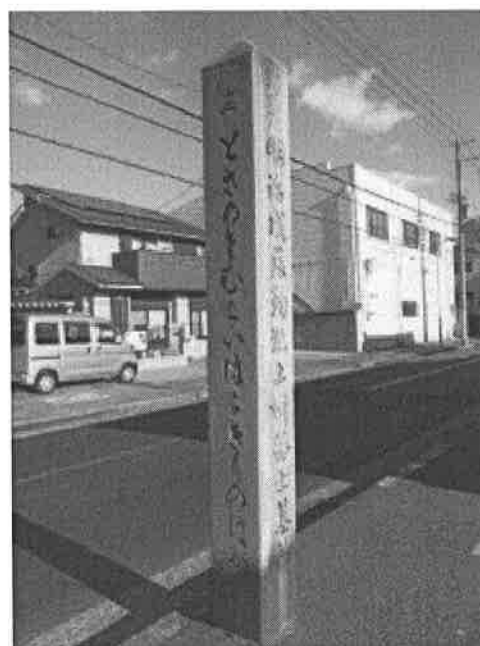
構成要素一覧表

番号	構成要素	備考
31-2	顕彰碑	<p>右正面 「明治元年二月二十三日堺警備の 任に殉してこのところに割腹した 土佐十一烈士の芳名を●●める」</p> <p>中央正面「箕浦猪之吉 二十五才 西村左平次 二十四才 池上彌三吉 三十八才 大石甚吉 三十五才 杉本廣五郎 三十四才 勝賀瀬三六 二十八才 山本鍊助 二十八才 森本茂吉 三十九才 北代堅助 三十六才 稲田貫● 二十八才 柳瀬常七 二十六才」</p> <p>左正面 「明治百年記念 昭和四十三年十月二十三日 堺市長 河盛安之介</p>
32	顕彰碑	正面「英士割腹跡」

### 構成要素一覧表



27. 石柱



26. 石柱



28. 妙國寺



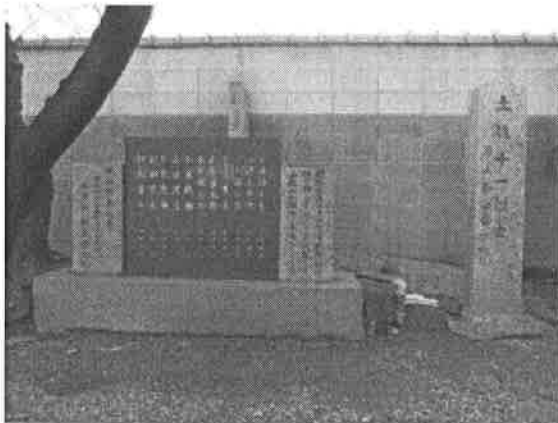
29. 石柱



30-1~3. 顕彰碑

30-4. 顕彰碑

30-5. 顕彰碑



31-1・2. 顕彰碑

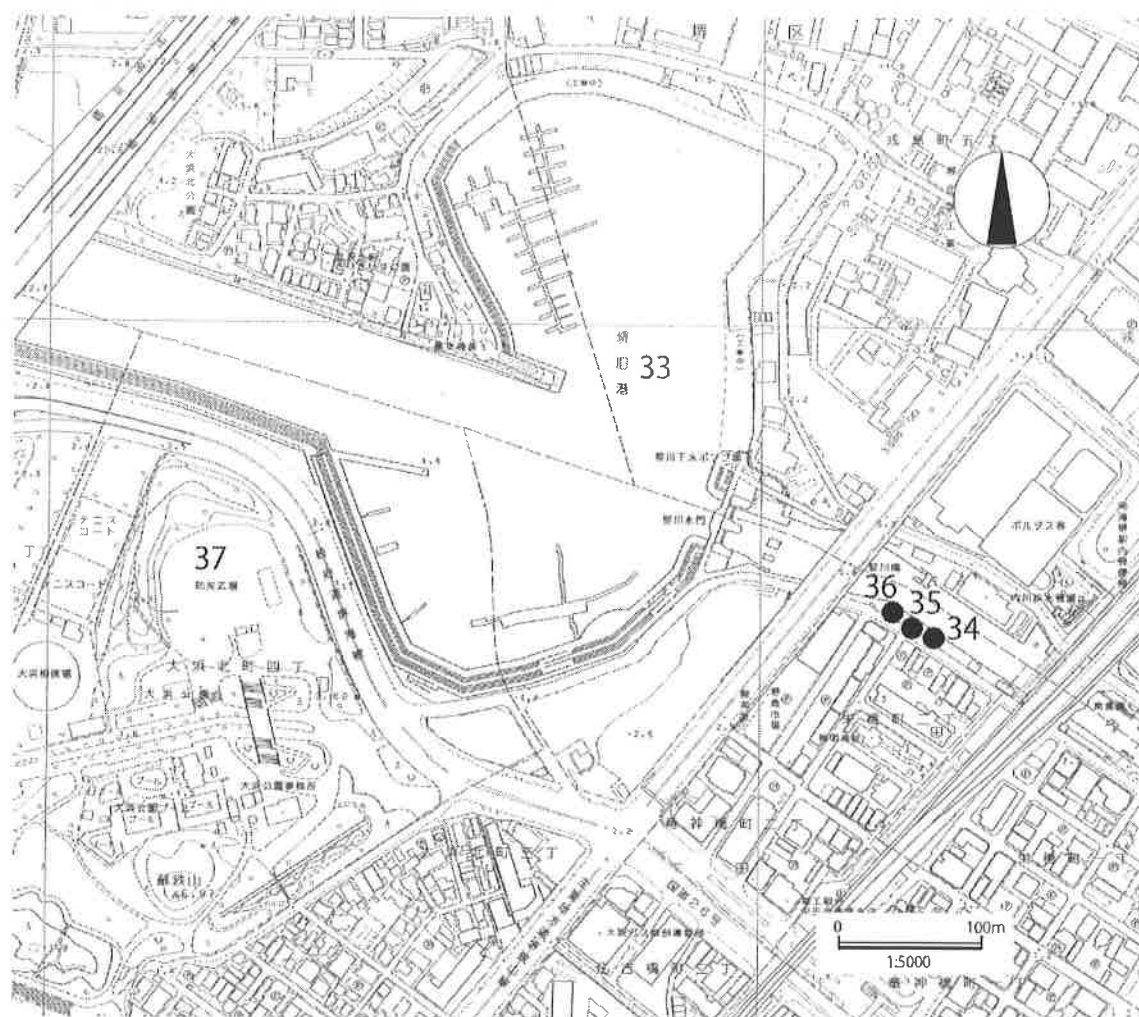


31-3. 顕彰碑

## B 史跡指定範囲外

### B-1. 史跡の本質的価値と関連する要素 堺旧港地区

堺旧港は堺事件において土佐藩士とフランス水兵が衝突した場所であり、事件現場付近には顕彰碑や解説板が設置されている。フランスの反撃に備えて土佐藩士が守備についた堺台場跡も現地に石垣や土塁が残る。



構成要素配置図

B-1. 史跡の本質的価値と関連する要素 堺旧港地区 (33-37)

番号	構成要素	備考
33	堺旧港	
34	顕彰碑	<p>正面「土佐十一烈士</p> <p>明治元年正月土藩朝命ヲ奉シ六番歩兵隊長箕浦猪之吉ハ八番歩兵隊長西村左平次ヲ遣シ部下ヲ率キテ堺ヲ警備セシム規律嚴肅民其堵ニ安ンセリ二月十五日港外碇泊ノ佛艦水平上陸シテ狼藉ヲ極メ隊旗ヲ奪フニ至ル藩兵追テ海岸ニ至リ其乗艇シテ短銃ヲ乱●シ遠ク海上ニ遁レントスルヲ見テ連射十一人ヲ●ス佛公使事件ノ對償トシテ五條ヲ要求ス中ニ下手人斬首ノ事アリ朝廷査問シ特ニ二十士ヲ擇ヒ死ヲ賜フ越テ二十三日妙国寺境内ニ於テ佛全権立会ノ上屠腹スル者十一人ニ及ヒ其状壯絶觀ル者戦慄ス佛人●去ル即チ餘士ノ●洪ヲ停ム佛人亦其助命ヲ請フアリ●テ論シテ國ニ帰ラシム十一士ノ遺骸ハ埋メテ市内宝珠院ニ在リ春風秋雨六十年堺ノ民今ニ至ルマテ其義ヲ●シテ衰ヘス乃チ●謀リ記念碑ヲ建テ以テ英魂ヲ慰メントシ土佐ノ人亦聞テ賛同シ金ヲ●シテ之ヲ助ケ其成ルヤ光恵カ籍土佐ニ●スルヲ以テ求メテ縁由ヲ記セシムト云爾時ニ昭和三年二月二十三日ナリ</p> <p>伯爵田中光●篆額京都帝国大学名誉教授法学博士市村光恵撰川谷賢書</p> <p>裏面「在堺土佐人會ノ主唱ニ依リ之ヲ建ツ</p> <p>堺市長 森本仁平」</p>
35	石柱	<p>正面「明治初年佛人撃攘之處」</p> <p>右面「大正十三年四月 堺市役所」</p>
36	解説板	
37	堺台場跡	

構成要素一覧表

写真追加



33. 堺旧港

34. 顕彰碑・35. 石柱



36. 解説板



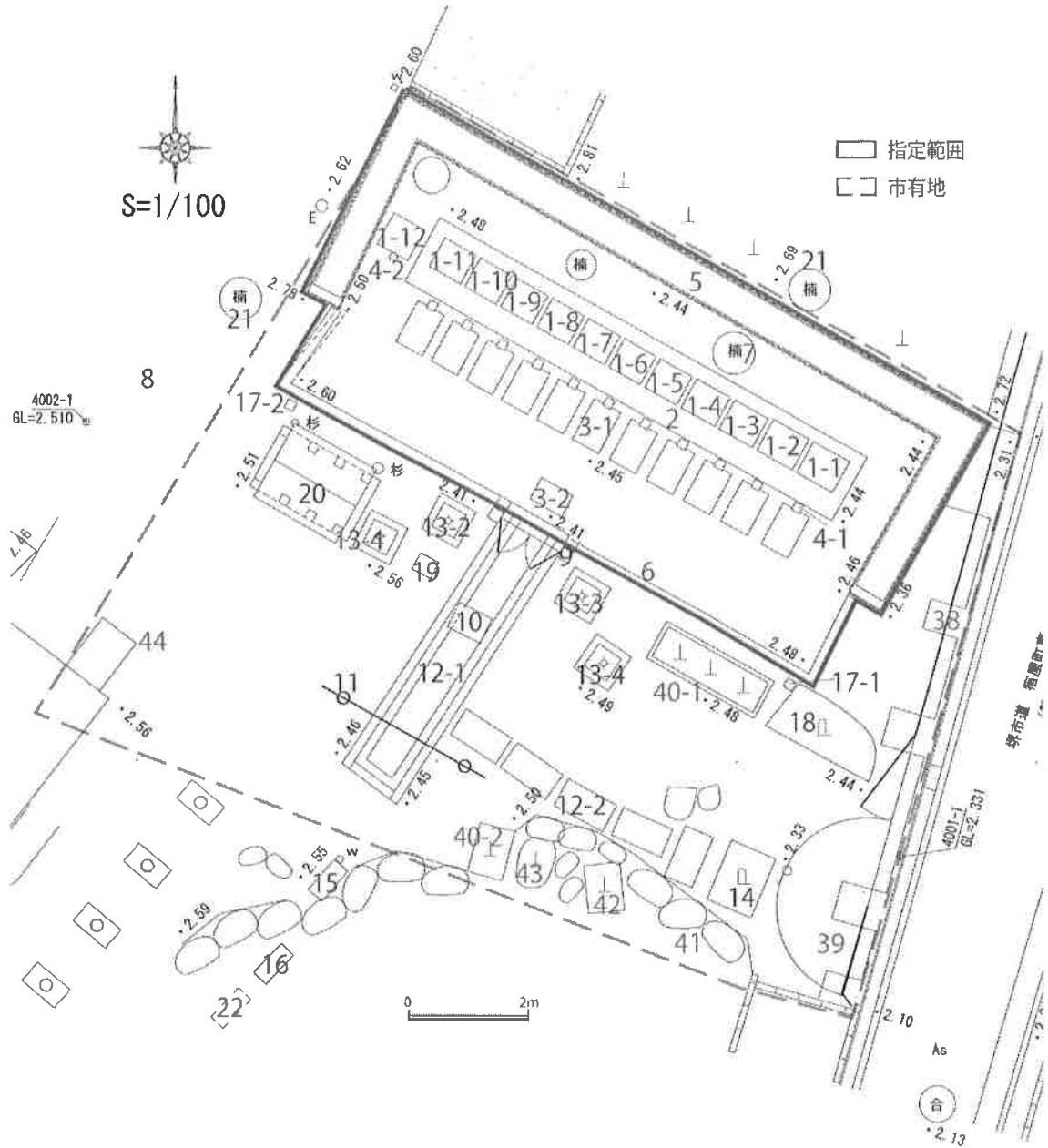
37. 堺台場跡



B 史跡指定範囲外の構成要素

B-2. その他の要素 宝珠院地区（市有地）

指定地の隣接地にあり、本質的価値とは関わらないが、史跡の保存や整備に影響を及ぼす可能性がある要素は次のとおりである。



構成要素配置図

B-2. その他の要素 宝珠院地区（38-44）

番号	構成要素	備考
38	フェンス	2019年3月設置
39	門扉	2019年3月設置
40-1	墓	宝珠院住職の墓
40-2	墓	宝珠院住職の墓
41	石組	
42	不動明王像	
43	祠	
44	遊具	

構成要素一覧表

写真追加

## 第4章 現状と課題

### 第1節 保存管理

#### (1) 現状

指定地は全て公有地である。墓石や土塀・玉垣は指定当時の原位置を保っているが、墓石の劣化や土塀の亀裂、台石組の傾きなど全体的に経年劣化が認められる。樹木は樹冠が覆屋の役割を果たしている一面もあるが、成長した樹木の根あがりによって土塀や台石組の保存に影響を及ぼしている。

指定地周辺は、指定当時は庭園のように墓所に至る墓道や築山が整備されていたが、戦後に宝珠学園幼稚園が開園すると、指定地周辺は園庭となり、現在に至っている。

#### (2) 課題

史跡の本質的価値を適切に保存する上で現状の課題として、構成要素ごとに下記の課題が挙げられる。

史跡指定範囲内	1. 史跡の本質的価値を構成する要素	墓石	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和泉砂岩製のため劣化しやすい</li> <li>・墓石表面の剥離、剥落が進行している</li> <li>・過去の保存修理によるドリル穴が残り、薬剤が白色化している</li> </ul>
		台石組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成長した樹木との接触や根あがりにより、歪みが生じている</li> </ul>
		敷石	-
		花立	-
		土塀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石垣に歪みが生じて土塀に亀裂が入り、漆喰剥落や瓦崩落など破損が生じている</li> </ul>
		玉垣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土塀との接続部において、ズレが生じている</li> </ul>
史跡指定範囲外	2. 史跡の本質的価値と関連する要素	樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表土が流出し、根あがりを起こしている</li> <li>・樹勢の衰えにより幹が空洞化したものがある</li> </ul>
		1. 史跡の本質的価値と関連する要素	宝珠院地区



墓石の表面剥離・剥落



土塀の亀裂



墓石の傾斜・台石組の歪み



樹勢の衰え

## 第2節 活用

### (1) 現状

指定地は宝珠学園幼稚園内にあるため、恒常的な公開は行っていないが、宝珠学園の協力のもと墓参や見学希望に対しては随時対応している。近年は期間限定の特別公開を実施し、隣接する妙國寺とあわせて観光ボランティアによる案内を行っている。

毎年、犠牲になった土佐藩士の命日にあたる2月23日には、市民を中心とする「堺事件を語り継ぐ会」によって、妙國寺と宝珠院において法要や講演会、墓参が行われているほか、宝珠学園幼稚園においても烈士祭が行われ、園児たちが墓参している。

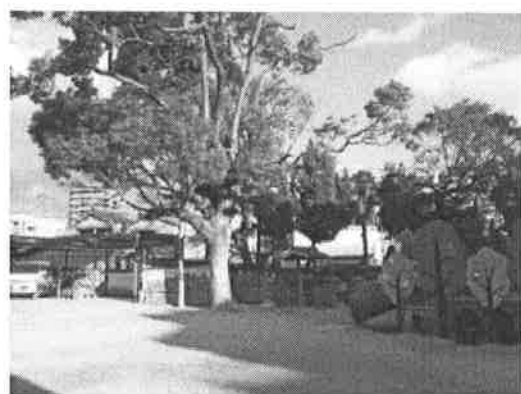
	平成30年度春季	平成30年度秋季	平成31年度春季	令和元年度秋季
人数	380人	550人	160人	415人
期間	4日間	4日間	3日間	4日間
1日あたり人数	95人	138人	53人	107人

### 文化財特別公開 来場者数

### (2) 課題

史跡の公開活用を行うにあたり、現状の課題は下記のとおりである。

ハード面	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地が宝珠学園幼稚園内にあるため、恒常的な公開ができない。</li> <li>指定地前の解説板は老朽化により撤去されたままの状況である。</li> <li>顕彰碑については解説がなく、事件後の歴史について解説が不足している。</li> </ul>
ソフト面	<ul style="list-style-type: none"> <li>講座や展示等、普及啓発事業が少ない。</li> <li>百舌鳥古墳群など他の史跡に比べて認知度が低い。</li> <li>近隣文化財や関連文化財との関連付けが不足している。</li> </ul>



指定地遠景

### 第3節 整備

#### (1) 現状

土佐十一烈士墓は史跡指定後、墓所の大規模な整備は行われていないが、墓石や土塀の保存修理は必要に応じて行われてきた。

墓石は昭和45年(1970)に保存修理されたが、その時に使用した薬剤が白色化したり、表面に付着させた砂が剥離するなど、墓石の劣化とともに修理箇所の劣化が目立つようになった。平成28年、箕浦猪之吉墓において昭和45年度に使用した薬剤や砂を除去した後石材強化と撥水処理等の保存修復を行った。残りの10基においても同様の保存修理を令和元年(2019)に実施した。

近年は地震による被害もあり、平成7年(1995)の兵庫県南部地震では土塀が一部損壊し、国庫補助事業として災害復旧を行った。平成30年(2018)には大阪北部地震を受け、指定地東側のブロック塀をフェンスに更新し、門扉を設置した。門扉設置により、園庭を経由せず道路から指定地へ至る動線が確保された。

#### (2) 課題

墓石を適切に保存管理するためには、墓石の経年劣化に対し、日常的な観察とともに定期的に撥水処理等の保存修理を行わなければならない。

また墓所としての性格を踏まえ、静粛な環境を維持しつつ、墓参や見学者を受け入れる整備を検討する必要がある。指定地周辺は幼稚園や門扉の設置により、顕彰碑等が移設されたり、敷石が埋没するなど、指定当時の景観とは大きく異なっている。

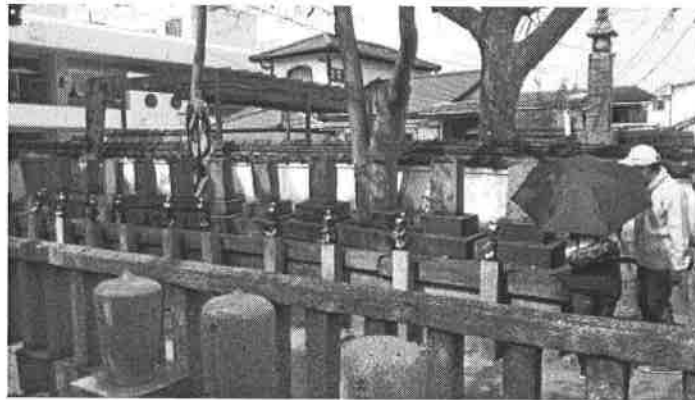
## 第4節 運営体制

### (1) 現状

指定地は全て公有地であり、維持管理は堺市が行っている。指定地は宝珠学園内にあるため、恒常的な公開は行っていないが、墓参や見学希望には宝珠学園の協力のもと、随時対応しているほか、特別公開時には堺観光ボランティア協会の協力を得ながら公開活用を行ってきた。さらに連携を強化し、公開活用を円滑に進めるため、堺市と堺観光ボランティア協会は令和元年10月15日付で「史跡土佐十一烈士墓の活用に関する協定書」を締結した。

### (2) 課題

史跡を適切に保存するとともに、その価値を広く伝えるためには、宝珠学園や妙國寺等の近隣関係団体や観光ボランティア等の市民団体の協力が不可欠である。関係団体と連絡を密にし、保存や公開活用に向けた意識を共有することが重要である。



観光ボランティアガイドによる案内



「堺事件を語り継ぐ会」による講演会・案内

## 第5章 大綱・基本方針

第4章で示した土佐十一烈士墓の課題を踏まえ、第3章で確認した史跡の本質的価値を保存し、確実に次世代に継承するための目標及び望ましい将来像を大綱として以下に示す。

### ○墓所の確実な保存

最適の方法を用いて墓石の劣化を防ぎ、良好な状態の墓所を次世代に継承する。

### ○開国期の歴史の伝承

開国期の騒乱を象徴する外交事件の犠牲者の墓である土佐十一烈士墓を通して、幕末の堺の歴史について理解を深める。

これらの目標を実現するための基本方針を「保存管理」、「公開活用」、「整備」、「運営」の項目に分けて以下に示す。

保存管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・墓石を適切に保存管理し、墓石の劣化を防ぐ</li><li>・土塚や玉垣を適切に保存管理し、墓所の良好な状態を維持する</li></ul>
公開活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・宝珠学園幼稚園の安全を確保したうえで公開を行う</li><li>・開国期の歴史を伝える史跡として普及啓発を行う</li><li>・周辺の顕彰碑や関連遺跡と関連付けた活用を推進する</li></ul>
整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・定期的な保存修理を実施する</li><li>・墓所としての静粛な環境を維持する</li><li>・指定地周辺と一体的な景観を保全する</li></ul>
運営	<ul style="list-style-type: none"><li>・宝珠学園や妙國寺、市民団体等の協力を得て、最適な運営体制を維持する</li></ul>



## 第6章 保存管理

### 第1節 方向性

史跡土佐十一烈士墓は墓所が築造された後も様々な顕彰活動により整備され、今日の姿が形成されている。これらの顕彰活動も史跡の本質的価値に関連するものであり、顕彰活動の履歴も含めた史跡の保存が重要である。

昭和13年の指定願添付図面では、土塀と玉垣に囲まれた指定地だけでなく、指定地外にも墓所に至る墓道や石燈籠などが整備され、指定地外も含めて墓所景観が形成されていた。この景観は、塀事件後の顕彰活動による整備の一定の完成形を示すと考えられることから、昭和13年の指定当時の景観を保存管理の指標として設定する。

### 第2節 方法

#### (1) 指定範囲内の保存管理方針

	構成要素	保存管理の手法
A-1. 史跡の本質的価値を構成する要素	墓石・台石組・敷石・花立・土塀・玉垣	<ul style="list-style-type: none"> <li>墓石は定期的な観察を行い、劣化等の早期発見に努める。必要に応じて保存修復を行うとともに、定期的な撥水剤塗布など、適切な保存管理を行う。</li> <li>台石組や敷石、花立は墓石と一体的に保存管理する。</li> <li>敷石は見学の安全性を保つため、不陸の調整を行う。</li> <li>土塀や玉垣は亀裂や傾き等がないか定期的に観察を行い、必要に応じて保存修復を行う。</li> <li>墓石保護のため施設は、遺構保存や景観に十分配慮し、史跡の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼさないように設置する。</li> </ul>
A-2. 史跡の本質的価値と関連する要素	敷石・花立・樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹木の根等が、史跡の本質的価値を構成する要素の保全を脅かす場合には、保全を優先する処置を行う。</li> <li>敷石、花立は墓石と一体的に保存管理する。</li> <li>敷石は見学の安全性を保つため、不陸の調整を行う。</li> </ul>

#### 指定範囲内の保存管理方針

## (2) 指定範囲内における手続きを要する行為

史跡の指定範囲内で行われる行為のうち、文化財保護法に基づき手続きが必要とされるものは、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為とき損に伴う復旧行為である。維持管理行為、維持の措置又は非常災害時の応急措置については、手続きが不要である。

現状変更のうち、軽微な現状変更に関しては文化庁長官から地方自治体(都道府県・市)に権限が移譲されている。

行為	申請・届出の手續	区分	根拠となる法律等
現状変更	「現状変更許可申請」	国許可	・法第 125 条
保存に影響を及ぼす行為	申請許可制	市許可	・法第 125 条 ・法第 184 条 ・法施行令第 5 条
き損に伴う復旧	「復旧届」 事前届出制		・法第 127 条
維持の措置 非常災害のための 必要な応急処置 軽微な保存に影響を 及ぼす行為	不要		・法第 125 条第 1 項ただし書 ・規則第 4 条

法：文化財保護法・規則：特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する規則

## 指定範囲内における手続きを要する行為

### (3) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準

#### A 取扱方針

史跡土佐十一烈士墓においては、史跡の適切な保存のため、原則として発掘調査等史跡の価値を学術的に把握するための調査を含む史跡の保存、整備、活用のための行為以外の現状変更は認めない。ただし、防災等公益上必要な行為については、史跡の保存に影響がない範囲で現状変更の許可申請の対象とする。

#### B 取扱基準

先に示した保存管理方針に基づき、現状変更等の取扱基準を次のとおり定める。

区分	内容	基準
文化庁長官への許可申請が必要 (法第 125 条)	発掘調査及び保存整備	遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。学術的調査の成果に基づき整備を行う場合は、その方法などを充分検討した上で行う場合について認める。
	墓石・台石組・敷石・花立・土塀・玉垣の保存修復	史跡の本質的価値を構成する要素の保存修復は、その方法などを充分検討した上で行う場合について認める。
	覆屋等の小規模建築物の新築、増築または改修	新築は原則認めない。ただし、覆屋など史跡の保存管理上必要な施設は、遺構保存や景観に十分配慮したものに限り認める。
	樹木の除伐（抜根を含む）・新植	史跡の本質的価値を構成する要素の保全を脅かす場合や枯損木は、除伐を認める。新たな植樹は原則認めない。
市教育委員会への許可申請が必要 (法施行令第 5 条第 4 項第 1 号イ～チ、ロを除く)	イ) 2年以内の期間限定の小規模建築物の新築・増築・改築	新築は原則認めない。ただし、史跡の保存管理上必要な施設は、遺構保存や景観に十分配慮したものに限り、認める。
	ハ) 工作物の設置・改修	史跡の保存管理上必要な施設の設置・改修は、遺構保存や景観に十分配慮したものに限り、認める。
	ニ) 史跡の管理に必要な施設の設置・改修	
	ホ) 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置・改修	
	ヘ) 建築物等の除却	除却は認める。
	ト) 木竹の伐採	史跡の本質的価値を構成する要素の保全を脅かす場合や枯損木は、伐採を認める。
	チ) 史跡の保存のため必要な試験材料の採取	地質調査など史跡の保存管理上必要な場合のみ認める。

区分	内容	基準
許可申請が不要 (法第 125 条第 1 項ただし書)	維持の措置 (規則第 4 条)	原状回復(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状回復)
		き損の拡大防止のための応急処置
		き損かつ復旧不可能による除去
	非常災害のための必要な応急処置	
軽微な保存に影響を及ぼす行為		

法：文化財保護法・規則：特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する規則

### 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱基準

#### (4) 指定範囲外の保存管理方針

史跡指定範囲外の保存管理は本計画の対象範囲外ではあるが、指定地に隣接する市有地については、史跡と一体的な保全を図るため、保存管理の方針を次のとおり定める。

	地 区	構成要素	保存管理の方法
B-1. 史跡の本質的価値と関連する要素	宝珠院 (市有地のみ)	門扉・香立・石鳥居・敷石・石燈籠・顕彰碑・手洗・樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地との一体的な墓所景観の創出に努める。</li> <li>・顕彰碑等を移設する場合は、指定図面に基づき移設する。</li> <li>・史跡の本質的価値を構成する要素の保全を脅かす場合には、保全を優先する処置を行う。</li> <li>・必要に応じて保存修復を行う。</li> </ul>
B-2. その他の要素	宝珠院 (市有地のみ)	フェンス・門扉・墓・石組・不動明王・祠・遊具・樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の本質的価値を構成する要素の保全を脅かす場合には、保全を優先する処置を行う。</li> <li>・史跡の管理に必要なものを除く、移設や除却を検討する。</li> </ul>

#### 指定範囲外の保存管理方針

## 第7章 活用

### 第1節 方向性

史跡土佐十一烈士墓は開国期の堺の歴史を伝える史跡であるため、古墳や中世の自治都市だけでない豊かな堺の歴史を学ぶ場として活用する。ただし、指定地は宝珠学園幼稚園内にあるため、宝珠学園の安全を確保したうえで墓所としての性格を踏まえた公開を行う。堺事件の関連地や顕彰碑など史跡の本質的価値に関連する要素は指定地外に点在するため、これらと史跡を有機的に結び付けた活用を図る。

また、史跡は環濠都市に位置し、周辺には多くの文化財が点在することから、史跡の来訪者を周辺文化財に周遊を促し、地域の活性化につなげることを目指す。

### 第2節 方法

#### (1) 学校教育・社会教育における活用

幅広い世代に史跡の価値を伝え、理解を深めてもらうために、解説板の整備やパンフレット作成、学校で使用されている副読本への掲載、講演会の実施など多様な学習機会を提供する。史跡の認知度を高めるため、観光関連のパンフレット掲載や調査成果に応じたHPの更新など情報発信も随時行う。堺観光コンベンション協会が実施する文化財特別公開（年2回）には、多くの観光客が訪れるため、継続開催に向けて協力する。

#### (2) 観光における活用

現在、堺観光ボランティア協会によって妙國寺とセットにしたガイドツアーが実施されている。今後は指定地周辺に点在する顕彰碑や堺旧港や堺台場など堺事件に関連地を含めたツアーなど内容の充実を図る。

史跡の来訪者に対しては、周辺の「町家歴史館山口家住宅」や「さかい利晶の杜」など見学施設の情報を提供し、史跡の来訪者を環濠都市域内の他の文化財へ周遊を促す取組みを行う。

## 第8章 整備

### 第1節 方向性

史跡土佐十一烈士墓の本質的価値を適切に保存するためには、定期的な墓石の保存修復や土塀等の適切な維持管理が不可欠である。保存修復は実施前に有識者や専門家の指導・助言を仰ぎ、保存技術の進展に応じた最適な方法を検討する。

指定地およびその周辺は、墓所としての一体的な景観を保全するため、昭和13年の指定願添付図面に基づき整備を行う。

### 第2節 方法

#### (1) 保存のための整備

和泉砂岩製の墓石の劣化は砂岩に含まれる硫化鉄に起因すると考えられる。硫化鉄は酸素が遮断された環境においてのみ安定するため、墓石を野外に設置する限り、現段階では劣化防止は困難である。したがって、日常観察による劣化の早期発見に努めるとともに、定期的な撥水处理や基質強化処理を行い、劣化防止を最小限にとどめる。ただし、劣化防止が著しく困難な場合は、墓石を収蔵庫に保管し、現地にはレプリカを設置するなどの対策を講じる。

台石組や土塀、玉垣の修理は、き損の原因、使用材料や工法の検討をした上で、修理を行う。台石組や土塀に接触し悪影響を及ぼしている樹木や枯損木は伐採する。

#### (2) 活用のための整備

昭和13年の指定願添付図面に基づき、現在園庭に埋没している敷石を顕在化させ、墓所に至る動線を明示する。すでに移設されている顕彰碑のうち、指定願添付図面と一致する顕彰碑は原位置に復する。

老朽化した解説板は撤去し、史跡の価値や顕彰活動を示す新たな説明板を景観に配慮した上で指定地外に設置する。

### (3) 整備の手順

整備は史跡の保存上、緊急性の高いものや整備効果が高いものから短期整備として実施する。短期整備は本計画策定後、概ね10年間を対象とする。長期整備では目標とする史跡の姿に整え、価値を高めるための整備を実施する。長期整備のうち、早期に整備が可能となったものは状況に応じて柔軟に対応する。

なお、自然災害対応や防災整備は必要に応じて適宜実施し、墓石の保存修復は定期的を実施する。

	短期整備 (R2~R11)	長期整備 (R12~)
目的	本質的価値を損なう状態や安全面の支障を早期に改善する	目標とする史跡の姿に整え、価値を高める
項目	台石組・土塀・玉垣の修理 支障木の除却 解説板の設置 顕彰碑の移設	敷石の顕在化 顕彰碑の移設
	災害対応・防災整備は適宜実施 墓石の保存修復は定期的を実施	

### 整備の手順

## 第9章 運営体制

### 第1節 方向性

維持管理や整備は所有者である堺市が行うが、見学者対応や特別公開など公開活用は、宝珠学園幼稚園や堺観光ボランティア協会等の市民団体と連携して実施する。これらの関係機関と史跡の適切な保存と活用に向けた意識を共有し、持続可能な運営体制の維持を目指す。

### 第2節 方法

#### (1) 堺市における体制

堺市は所管の文化財課が史跡の維持管理や整備を行う。保存修理や整備、計画策定等に関しては「堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会」の指導・助言を仰ぎ、適宜文化庁や大阪府の指導・助言を受けるものとする。

文化財課は本計画に基づき、各種事業を実施する。実施にあたっては、観光部局など庁内の関係部署と連携し、円滑な事業運営を図らなければならない。

#### (2) 関係機関との連携

現在、堺市は堺観光ボランティア協会と「史跡土佐十一烈士墓の活用に関する協定書」を締結し、ボランティア協会の協力のもと公開活用を行っている。協定書は一年更新であるため、更新時には協議を行い、公開活用の質を高めていくことが重要である。

また、「堺事件を語る会」など史跡の価値に関連した情報発信を行っている市民団体と協力しながら、価値を広く伝える情報発信する。



## 参考文献

### 第2章 史跡の概要

#### 17頁 ア. 堺事件の背景 - 堺の治安

- ・『堺市史』第3巻本編第3 (1930)
- ・『堺市史』第6巻資料編第3 (1931)「土州候江鎮撫為御冥加献金差出候一件」
- ・『堺市史史料』111 自治6「慶應戊辰年正月廿九日 鎮撫御政事役土州候献金控」
- ・『堺事件 - 150年の時を超えて - 』(2018) 高知県立歴史民俗資料館
- ・白神典之 (2018)「堺事件とは何か - 150年の時を超えて - 」『フォーラム堺学 第24集』  
(公財) 堺都市政策研究所

#### 17頁 イ. 堺事件の背景 - 開国の影響

- ・『法規分類大全』第一編「大阪表外国人貿易并に居留する規則」
- ・『堺法令類聚』11 行政7 慶応3年「(慶応四年) 正月十三日御触」
- ・『大阪府布令集』1「一月二二日 外国人應對方 参謀」
- ・『大阪府布令集』1「一月二五日 外国人に對する非禮注意方 参謀」
- ・『大阪府布令集』1「一月二七日 外国人ニ對スル心得方 参謀」
- ・後藤敦史 (2018)「開国後の大阪湾と台場」『関西城郭サミット番外編お台場シンポジウム 2018 開国後の大阪湾と御台場』堺台場研究会
- ・白神典之 (2018)「堺事件とは何か - 150年の時を超えて - 」『フォーラム堺学 第24集』  
(公財) 堺都市政策研究所

#### 19頁 ウ. 堺事件前夜

- ・『堺市史』第6巻資料編第3 (1931)「横田辰五郎手記堺事件記録」
- ・『堺市史史料』112 自治7「御触書寫 慶應四年」
- ・ジョン・レディ・ブラック『ヤング・ジャパン』3
- ・白神典之 (2018)「堺事件とは何か - 150年の時を超えて - 」『フォーラム堺学 第24集』  
(公財) 堺都市政策研究所

#### 19頁 エ. 堺事件勃発

- ・『堺市史』第3巻本編第3 (1930)
- ・『堺市史』第6巻資料編第3 (1931)「横田辰五郎手記堺事件記録」
- ・『堺市史史料』27 幕政25「御触并風説留慶応二年六月 同四年十一月」
- ・プティ・トゥアール『フランス館長の見た堺事件』森本英夫訳
- ・アーネスト・サトウ『一外交官の見た明治維新』下
- ・ジョン・レディ・ブラック『ヤング・ジャパン』3

- ・『復古記』第二冊「土佐藩上申書」
- ・白神典之（2018）「堺事件とは何か - 150年の時を超えて - 」『フォーラム堺学 第24集』  
（公財）堺都市政策研究所

#### 19 頁 オ. 堺事件直後の対応

- ・『堺市史』第3巻本編第3（1930）
- ・『伊達宗城公御日記 慶應三四月より明治元二月初旬』宇和島伊達家叢書3
- ・『復古記』第二冊「土佐藩司令土上申書」
- ・白神典之（2018）「堺事件とは何か - 150年の時を超えて - 」『フォーラム堺学 第24集』  
（公財）堺都市政策研究所

#### 20 頁 カ. 堺事件後の処理

- ・『堺市史』第3巻本編第3（1930）
- ・『大日本外交文書』167「佛蘭西公使ヨリ外国事務総督伊達宗城宛」
- ・白神典之（2018）「堺事件とは何か - 150年の時を超えて - 」『フォーラム堺学 第24集』  
（公財）堺都市政策研究所

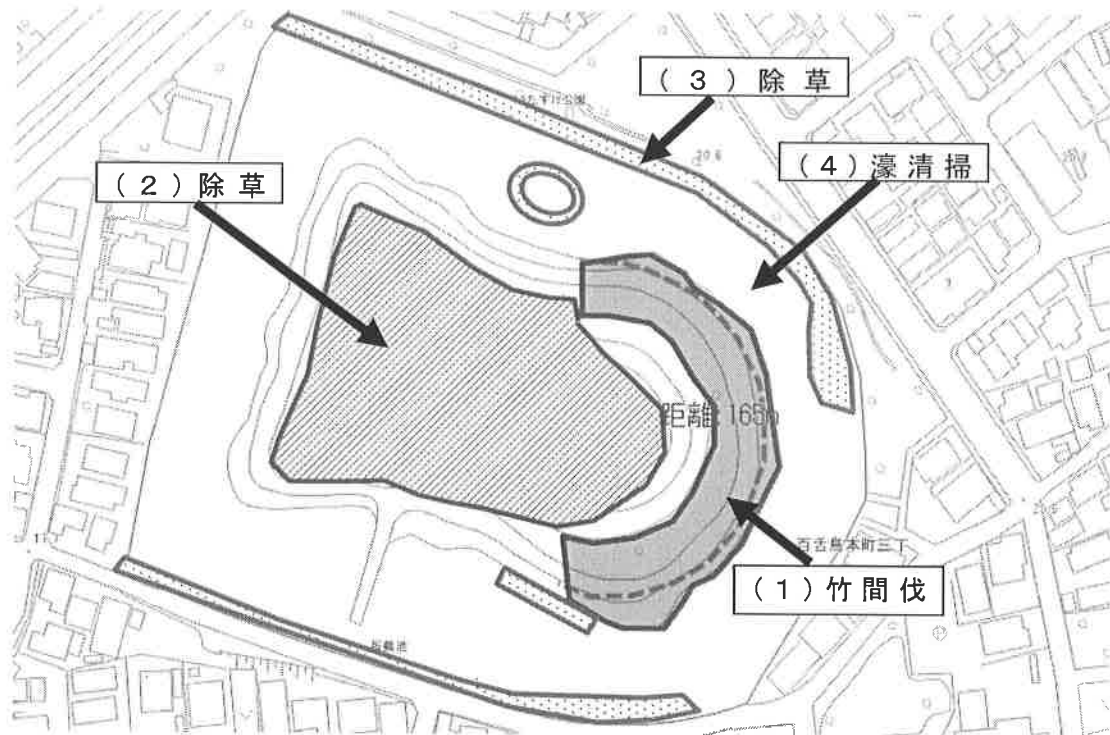
#### 20 頁 キ. 戦前の顕彰

- ・『堺市史』第3巻本編第3（1930）
- ・『土佐史談』48（●）土佐史談会
- ・『堺市史』続編第2巻（1971）
- ・平澤毅（2007）「文化的資産としての近代庭園及び公園の保護」『日本庭園学会誌』18
- ・高木博志（2016）「“郷土愛”と城跡の近代 - 藩祖と桜を中心に - 」『平成28年度遺跡整備・活用研究集会 近世城跡の近現代 発表資料集』奈良文化財研究所
- ・白神典之（2018）「堺事件とは何か - 150年の時を超えて - 」『フォーラム堺学 第24集』  
（公財）堺都市政策研究所
- ・『堺事件 - 150年の時を超えて - 』（2018）高知県立歴史民俗資料館

## 令和元年度 百舌鳥古墳群 発掘調査及び整備事業

### 【世界遺産構成資産】

- いたすけ古墳除草等環境整備業務（墳丘裾の竹間伐や前方部の除草、濠清掃）  
令和2年1月から3月まで実施予定



作業対象範囲図

### 【世界遺産構成資産外】

- 御廟表塚古墳測量業務（整備に先立つ測量）  
令和2年1月から3月まで実施予定
- 御廟表塚古墳発掘調査報告書作成  
令和2年3月刊行予定